

令和 7 年12月第440回定例福井県議会議案

福 井 県

目 次

第 85 号議案	令和 7 年度福井県一般会計補正予算（第 3 号）	（ 1 ）
第 86 号議案	令和 7 年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	（ 9 ）
第 87 号議案	令和 7 年度福井県病院事業会計補正予算（第 1 号）	（ 11 ）
第 88 号議案	令和 7 年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第 1 号）	（ 13 ）
第 89 号議案	令和 7 年度福井県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	（ 15 ）
第 90 号議案	令和 7 年度福井県水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）	（ 17 ）
第 91 号議案	令和 7 年度福井県臨海下水道事業会計補正予算（第 1 号）	（ 19 ）
第 92 号議案	福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について	（ 21 ）
第 93 号議案	福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	（ 103 ）
第 94 号議案	住民基本台帳法施行条例の一部改正について	（ 105 ）
第 95 号議案	福井県港湾施設管理条例の一部改正について	（ 107 ）
第 96 号議案	福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について	（ 109 ）
第 97 号議案	指定管理者の指定について	（ 113 ）
第 98 号議案	指定管理者の指定について	（ 115 ）
第 99 号議案	指定管理者の指定について	（ 117 ）
第 100 号議案	指定管理者の指定について	（ 119 ）
第 101 号議案	指定管理者の指定について	（ 121 ）
第 102 号議案	指定管理者の指定について	（ 123 ）
第 103 号議案	指定管理者の指定について	（ 125 ）

目 次

第104号議案	指定管理者の指定について		(127)
第105号議案	指定管理者の指定について		(129)
第106号議案	指定管理者の指定について		(131)
第107号議案	指定管理者の指定について		(133)
第108号議案	指定管理者の指定について		(135)
第109号議案	指定管理者の指定について		(137)
第110号議案	指定管理者の指定について		(139)
第111号議案	指定管理者の指定について		(141)
第112号議案	指定管理者の指定について		(143)
第113号議案	指定管理者の指定について		(145)
第114号議案	指定管理者の指定について		(147)
第115号議案	指定管理者の指定について		(149)
第116号議案	指定管理者の指定について		(151)
第117号議案	指定管理者の指定について		(153)
第118号議案	指定管理者の指定について		(155)
第119号議案	令和8年度当せん金付証票の発売について		(157)
報告第72号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(159)
報告第73号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(163)
報告第74号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(167)
報告第75号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(171)
報告第76号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(175)

報告第77号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(179)
報告第78号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(183)
報告第79号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(187)
報告第80号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(191)
報告第81号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(195)
報告第82号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(199)
報告第83号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(203)
報告第84号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）		(207)

予 算 案 説 明 書

一 般 会 計

歳入歳出予算事項別明細書		(211)
福 井 県 病 院 事 業 会 計		(257)
臨海工業用地等造成事業会計		(276)
工 業 用 水 道 事 業 会 計		(287)
水 道 用 水 供 給 事 業 会 計		(301)
臨 海 下 水 道 事 業 会 計		(317)

令和7年度福井県の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,213,527千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ513,852,430千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		130,196,000	3,171,222	133,367,222
	1 地方交付税	130,196,000	3,171,222	133,367,222
9 国庫支出金		67,486,840	26,166	67,513,006
	1 国庫負担金	34,066,935	16,366	34,083,301
	2 国庫補助金	31,815,380	9,800	31,825,180
14 諸収入		35,974,145	16,139	35,990,284
	4 受託事業収入	562,153	1,081	563,234
	7 雑入	2,708,830	15,058	2,723,888
補正されなかった款に係る額		276,981,918		276,981,918
歳 入 合 計		510,638,903	3,213,527	513,852,430

歳 出 (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,047,935	9,564	1,057,499
	1 議会費	1,047,935	9,564	1,057,499
2 総務費		46,023,198	181,310	46,204,508
	1 総務管理費	13,547,769	175,346	13,723,115
	5 選挙費	547,436	613	548,049
	8 人事委員会費	112,428	2,227	114,655
	9 監査委員費	129,492	3,124	132,616
3 民生費		51,623,246	107,126	51,730,372
	1 社会福祉費	33,386,471	107,126	33,493,597
4 衛生費		28,243,338	59,880	28,303,218
	1 公衆衛生費	17,048,400	59,880	17,108,280
5 労働費		2,001,010	13,329	2,014,339
	1 労政費	1,458,531	12,130	1,470,661
	3 労働委員会費	78,791	1,199	79,990
6 農林水産費		28,517,207	194,559	28,711,766
	1 農業費	10,306,645	170,076	10,476,721

	3 農地費	10,448,318	9,700	10,458,018
	4 林業費	5,064,962	14,783	5,079,745
7 商工費		43,354,759	47,773	43,402,532
	1 商業費	35,380,423	47,773	35,428,196
8 土木費		52,485,957	144,584	52,630,541
	1 土木管理費	6,396,590	144,584	6,541,174
9 警察費		25,133,928	506,333	25,640,261
	1 警察管理費	22,810,105	506,333	23,316,438
10 教育費		102,248,593	1,949,069	104,197,662
	1 教育総務費	17,160,368	128,845	17,289,213
	2 小中学校費	42,215,230	1,199,370	43,414,600
	3 高等学校費	19,700,233	372,871	20,073,104
	4 特別支援学校費	8,828,020	233,435	9,061,455
	5 大学費	7,809,412	71	7,809,483
	6 社会教育費	4,883,720	14,477	4,898,197
補 正 さ れ な か っ た 款 に 係 る 額		129,959,732		129,959,732
歳 出 合 計		510,638,903	3,213,527	513,852,430

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋りょう費	交通安全施設整備費（公共）	17,400
		道路災害防除費（公共）	186,000
		道路改良費（公共）	744,000
		県単道路改良費	139,000
		原子力災害制圧道路等整備事業費	111,800
		橋りょう補修費（公共）	22,000
		橋りょう整備費（公共）	511,000
		雪寒道路整備費（公共）	214,000
	河川海岸費	基幹河川改修費（公共）	188,000
		堰堤改良費（公共）	116,695
		日野川総合開発事業費（公共）	610,000
		総合流域防災事業費（公共）	222,000
		県単河川維持修繕費	32,350
		県単河川局部改良費	49,000
		県単河川開発費	200,000
		通常砂防事業費（公共）	45,000
		急傾斜地崩壊対策事業費（公共）	25,000

土 木 費	港 湾 費	港 湾 管 理 費	273,350
	都 市 計 画 費	県 単 街 路 事 業 費	18,500
		重 要 幹 線 街 路 事 業 費（公共）	45,000

第3表 債務負担行為補正（追加）

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中 小 企 業 産 業 大 学 校 大 規 模 修 繕 事 業 費	令和8年度	12,980

第86号議案

令和7年度 福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、次表「繰越明許費」による。

繰 越 明 許 費

款	項	事業名	金額
土木費	港湾費	港湾施設整備事業費	千円 466,000

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第87号議案

令和7年度 福井県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度福井県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度福井県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 病 院 事 業 費 用	28,298,340千円	317,524千円	28,615,864千円
第1項 医 業 費 用	27,706,039千円	317,524千円	28,023,563千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職 員 給 与 費	11,879,177千円	317,524千円	12,196,701千円

令 和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

第88号議案

令和7年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度福井県臨海工業用地等造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 令和7年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,114,839千円」を「1,115,660千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	1,224,553千円	821千円	1,225,374千円
第1項 福井臨海工業用地等造成事業費	1,224,553千円	821千円	1,225,374千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職 員 給 与 費	37,826千円	821千円	38,647千円

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第89号議案

令和7年度 福井県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度福井県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度福井県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	720,166千円	2,045千円	722,211千円
第1項 営業費用	684,181千円	2,045千円	686,226千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職員給与費	67,975千円	2,045千円	70,020千円

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第90号議案

令和7年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度福井県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度福井県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 水 道 事 業 費 用	3,237,335千円	4,973千円	3,242,308千円
第1項 営 業 費 用	3,077,795千円	4,973千円	3,082,768千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職 員 給 与 費	184,455千円	4,973千円	189,428千円

令 和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

第91号議案

令和7年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度福井県臨海下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度福井県臨海下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 下 水 道 事 業 費 用	1,251,234千円	1,486千円	1,252,720千円
第1項 営 業 費 用	1,224,680千円	1,486千円	1,226,166千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
(1) 職 員 給 与 費	52,584 千円	1,486千円	54,070千円

令 和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

第92号議案

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 2 9 年福井県条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(初任給調整手当) 第 8 条の 2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号および第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 3 5 年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 1 5 年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>3 7 万 1 , 3 0 0 円</u>	(初任給調整手当) 第 8 条の 2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号および第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 3 5 年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 1 5 年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>3 7 万 4 0 0 円</u>

(2) 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万2,100円</u> (3)・(4) (略) 2・3 (略) 第12条の3 (略) 2 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署または準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）</u>、新たに特地公署または準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署または準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。 (期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の107.5</u>とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～7 (略)	(2) 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,600円</u> (3)・(4) (略) 2・3 (略) 第12条の3 (略) 2 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員またはその業務が県の事務もしくは事業と密接な関連を有する法人であって人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署または準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）</u>、新たに特地公署または準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署または準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。 (期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～7 (略)
---	--

(勤勉手当)
第22条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額
3～6 (略)

(勤勉手当)
第22条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額
3～6 (略)

別表第1から別表第5の2までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行 政 職 給 料 表										
職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	353,800	403,200	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	355,500	405,500	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	357,100	407,700	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	358,800	409,900	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	360,400	412,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	362,100	414,400	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	363,700	416,600	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	365,300	418,900	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	366,800	420,700	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	368,500	422,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	370,100	424,500		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	371,700	426,300		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	373,300	428,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	375,100	429,900		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	376,600	431,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	378,200	433,500		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	379,500	435,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	381,100	436,600		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	382,700	438,100		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	384,200	439,600		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	386,100	441,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	388,000	442,400		

定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	389,900	443,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	391,700	444,900			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	393,200	446,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	395,000	447,400			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	396,700	448,700			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	398,300	449,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	400,000	451,100			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	401,400	451,900			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	402,800	452,700			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	404,200	453,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	405,600	454,100			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	406,800	454,700			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	408,000	455,300			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	409,000	455,900			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	410,100	456,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	411,300	457,400			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	412,400	457,800			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	413,500	458,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	414,200	459,000			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	414,900	459,400			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	415,500	459,800			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	416,200	460,200			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	416,800	460,600			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	417,400	460,900			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	417,900	461,200			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	418,300	461,500			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	418,700	461,800			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	418,900	462,100			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	419,200	462,400			

	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	419,500	462,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	419,800	463,000			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	420,100				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	420,400				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	420,700				
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	420,900				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	421,200				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	421,400				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	421,700				
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	421,900				
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	422,200				
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	422,500				
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	422,800				
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	423,000				
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	423,300				
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	423,600				
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	423,800				
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	424,000				
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	424,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	424,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	424,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	425,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	425,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	425,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	425,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	426,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	426,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	426,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	426,800				

	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	427,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700	397,000						
	87	266,500	306,100	356,100	397,400						
	88	266,800	306,400	356,500	397,800						
	89	267,100	306,700	356,700	398,100						
	90	267,400	307,000	357,100	398,600						
	91	267,700	307,300	357,500	399,000						
	92	268,000	307,600	357,900	399,400						
	93	268,300	307,800	358,100	399,700						
	94		308,000	358,400	400,200						
	95		308,300	358,800	400,600						
	96		308,700	359,100	401,000						
	97		308,900	359,400	401,300						
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							
	109		312,300	364,200							

	110		312,600								
	111		313,000								
	112		313,300								
	113		313,500								
	114		313,700								
	115		314,000								
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	

備 考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

		警 察 職 給 料 表								
職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	

定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500		
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200		
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600		
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100		
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700		
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300		
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900		
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600		
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100		
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600		
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100		
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400		
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700		
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100		
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400		
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600		
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900		
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100		
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400		
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600		
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800		
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000		
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400		
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500			
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800			
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000			
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300			
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600			
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900			

	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200			
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400			
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700			
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900			
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200			
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400			
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700			
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000			
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200			
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400			
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700			
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000			
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300			
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500			
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800			
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100			
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400			
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600			
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900			
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200			
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500			
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700			
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800				
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100				
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300				
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500				
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800				
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100				
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300				

	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500				
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800				
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100				
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300				
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500				
	86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100					
	87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500					
	88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900					
	89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200					
	90	315,300	335,400	361,300	400,800	434,600					
	91	316,000	336,600	362,500	401,300	435,000					
	92	316,700	337,800	363,800	401,800	435,400					
	93	317,200	339,000	365,100	402,200	435,700					
	94	318,100	340,300	366,600	402,600						
	95	319,000	341,500	368,100	403,100						
	96	319,800	342,700	369,500	403,600						
	97	320,500	343,900	370,800	404,000						
	98	321,400	345,200	372,000	404,500						
	99	322,300	346,400	373,100	405,000						
	100	323,200	347,600	374,300	405,400						
	101	324,100	349,000	375,400	405,700						
	102	325,100	349,900	376,500	406,100						
	103	326,100	350,900	377,600	406,500						
	104	327,000	352,000	378,700	406,800						
	105	327,800	353,100	379,900	407,100						
	106	328,400	354,200	380,400	407,600						
	107	329,000	355,200	381,000	408,100						
	108	329,600	356,200	381,600	408,600						
	109	330,100	357,400	382,200	408,900						

	110	330,600	358,400	382,700	409,400						
	111	331,000	359,400	383,100	409,900						
	112	331,500	360,300	383,600	410,400						
	113	332,300	361,200	384,000	410,700						
	114	332,900	362,100	384,400	411,200						
	115	333,600	363,000	384,900	411,700						
	116	334,200	364,000	385,400	412,200						
	117	334,800	365,000	385,800	412,600						
	118	335,500	365,400	386,300	413,100						
	119	336,200	366,000	386,900	413,500						
	120	336,900	366,600	387,400	414,000						
	121	337,500	366,900	387,600	414,400						
	122	337,800	367,300	388,100	414,900						
	123	338,300	367,700	388,600	415,300						
	124	338,800	368,100	389,000	415,800						
	125	339,100	368,500	389,500	416,200						
	126		368,900	390,000							
	127		369,300	390,500							
	128		369,700	391,000							
	129		370,100	391,300							
	130			391,800							
	131			392,300							
	132			392,800							
	133			393,100							
	134			393,600							
	135			394,000							
	136			394,400							
	137			394,700							
	138			395,100							

	139			395,600						
	140			396,100						
	141			396,400						
定年前 再任用 短時間 勤務員 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

ア 教 育 職 給 料 表 （１）

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	493,500

定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員	23	257,700	294,800	421,000	494,200
	24	258,900	296,900	422,300	494,900
	25	260,100	298,900	423,900	495,500
	26	261,300	300,800	425,300	496,200
	27	262,500	302,700	426,600	496,900
	28	263,700	304,500	428,000	497,600
	29	264,800	306,300	429,400	498,200
	30	265,800	308,200	430,700	498,900
	31	266,900	310,000	432,200	499,600
	32	267,900	311,700	433,700	500,300
	33	269,000	313,400	435,300	500,900
	34	270,100	315,200	436,700	
	35	271,300	316,900	438,300	
	36	272,600	318,500	439,800	
	37	273,800	320,100	441,500	
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	
	41	278,500	326,600	447,700	
	42	279,500	328,500	449,200	
	43	280,500	330,300	450,400	
	44	281,400	332,000	451,600	
	45	282,000	333,600	452,800	
	46	282,800	335,500	454,100	
	47	283,600	337,200	455,300	
	48	284,400	338,900	456,500	
	49	285,100	340,600	457,600	
	50	285,900	342,300	458,800	
	51	286,600	344,000	460,000	

52	287,400	345,700	461,200
53	288,200	347,400	462,400
54	289,000	348,700	463,600
55	289,700	350,000	464,800
56	290,500	351,300	466,000
57	291,200	352,800	467,100
58	291,800	354,400	467,700
59	292,600	355,900	468,200
60	293,400	357,500	468,700
61	294,100	358,900	469,200
62	294,700	360,500	469,800
63	295,500	362,100	470,300
64	296,100	363,500	470,800
65	297,100	365,000	471,300
66	297,900	366,600	471,900
67	298,600	368,200	472,400
68	299,300	369,700	472,900
69	299,900	371,200	473,400
70	300,600	372,800	474,000
71	301,300	374,300	474,500
72	302,000	375,800	475,000
73	302,700	377,300	475,500
74	303,400	378,900	
75	304,100	380,500	
76	304,600	382,000	
77	305,200	383,400	
78	305,800	384,800	
79	306,500	386,200	
80	307,100	387,500	

	81	307,600	388,800		
	82	308,200	390,200		
	83	308,900	391,500		
	84	309,600	392,800		
	85	310,200	393,900		
	86	311,000	395,300		
	87	311,700	396,600		
	88	312,300	397,900		
	89	313,000	399,100		
	90	313,800	400,400		
	91	314,600	401,500		
	92	315,400	402,700		
	93	315,900	403,900		
	94	316,700	405,000		
	95	317,500	406,200		
	96	318,300	407,400		
	97	318,900	408,800		
	98	319,600	409,800		
	99	320,400	410,800		
	100	321,100	411,800		
	101	321,900	412,700		
	102	322,700	413,700		
	103	323,600	414,800		
	104	324,400	415,900		
	105	325,000	416,600		
	106	325,800	417,500		
	107	326,600	418,400		
	108	327,400	419,300		
	109	328,100	420,100		

	110	328,500	420,900		
	111	328,800	421,700		
	112	329,300	422,500		
	113	329,800	423,100		
	114	330,200	423,800		
	115	330,600	424,500		
	116	331,000	425,200		
	117	331,500	425,800		
	118	332,000	426,300		
	119	332,400	426,600		
	120	332,900	426,900		
	121	333,400	427,200		
	122	333,800	427,500		
	123	334,200	427,800		
	124	334,700	428,000		
	125	335,200	428,200		
	126	335,500	428,500		
	127	335,800	428,800		
	128	336,100	429,000		
	129	336,300	429,200		
	130	336,600	429,500		
	131	336,900	429,800		
	132	337,100	430,000		
	133	337,300	430,200		
	134	337,500	430,500		
	135	337,700	430,800		
	136	338,000	431,000		
	137	338,300	431,200		
	138	338,500	431,500		

	139	338,800	431,800		
	140	339,100	432,000		
	141	339,300	432,200		
	142	339,500	432,500		
	143	339,800	432,800		
	144	340,000	433,000		
	145	340,300	433,200		
	146	340,500	433,500		
	147	340,800	433,800		
	148	341,100	434,000		
	149	341,300	434,200		
	150	341,500	434,500		
	151	341,800	434,800		
	152	342,100	435,000		
	153	342,300	435,200		
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 247,200	円 288,900	円 348,200	円 436,000

備 考

- この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第3条関係）

イ 教 育 職 給 料 表 （2）

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	212,900	234,000	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	388,500	468,200
	23	257,700	272,500	389,700	468,700

	24	258,900	273,700	390,800	469,200
	25	260,100	275,000	391,800	469,700
	26	261,200	276,700	393,000	470,200
	27	262,300	278,400	394,100	470,700
	28	263,400	280,100	395,200	471,200
	29	264,600	281,800	396,300	471,700
	30	265,700	283,800	397,500	472,200
	31	266,800	286,000	398,700	472,700
	32	267,800	288,200	399,800	473,200
	33	268,900	290,400	400,800	473,700
定年前	34	269,900	292,600	401,900	
再任用	35	270,900	294,800	403,100	
短時間	36	272,000	296,900	404,300	
勤務	37	273,200	298,900	405,500	
職員	38	274,100	300,800	406,800	
以外の	39	275,100	302,700	407,900	
職員	40	276,200	304,500	409,100	
	41	277,400	306,300	410,200	
	42	278,500	308,200	411,500	
	43	279,600	310,000	412,500	
	44	280,700	311,700	413,600	
	45	281,600	313,400	414,800	
	46	282,400	315,200	416,000	
	47	283,200	316,900	417,200	
	48	284,000	318,500	418,400	
	49	284,600	320,100	419,500	
	50	285,400	321,800	420,500	
	51	286,100	323,600	421,800	
	52	286,800	325,300	423,000	

53	287,600	326,600	424,200
54	288,400	328,500	425,300
55	289,000	330,300	426,400
56	289,700	332,000	427,500
57	290,400	333,600	428,500
58	291,200	335,500	429,700
59	292,000	337,200	430,900
60	292,600	338,900	432,100
61	293,200	340,600	432,700
62	293,900	342,300	433,500
63	294,600	344,000	434,200
64	295,100	345,700	434,700
65	295,800	347,400	435,000
66	296,500	348,700	435,300
67	297,100	350,000	435,700
68	297,700	351,300	436,100
69	298,400	352,800	436,400
70	299,100	354,300	436,800
71	299,700	355,800	437,100
72	300,400	357,300	437,400
73	300,900	358,600	437,700
74	301,500	360,100	438,000
75	302,200	361,600	438,300
76	302,700	363,000	438,600
77	303,300	364,400	438,800
78	303,900	365,900	439,100
79	304,500	367,400	439,400
80	305,100	368,900	439,600
81	305,600	370,200	439,800
82	306,100	371,500	440,100

	83	306,700	372,800	440,400	
	84	307,300	374,000	440,600	
	85	307,700	375,200	440,800	
	86	308,100	376,400	441,100	
	87	308,600	377,500	441,400	
	88	309,100	378,600	441,600	
	89	309,500	379,600	441,800	
	90	310,000	380,700	442,100	
	91	310,400	381,800	442,400	
	92	310,900	382,900	442,600	
	93	311,200	384,000	442,800	
	94	311,700	385,100		
	95	312,200	386,100		
	96	312,600	387,200		
	97	312,900	388,200		
	98	313,300	389,200		
	99	313,700	390,100		
	100	314,100	391,000		
	101	314,500	391,800		
	102	314,800	392,800		
	103	315,100	393,600		
	104	315,400	394,500		
	105	315,600	395,300		
	106	315,900	396,200		
	107	316,200	397,100		
	108	316,400	398,000		
	109	316,600	398,800		
	110	316,800	399,800		
	111	317,100	400,700		
	112	317,400	401,600		

113	317,600	402,200		
114	317,800	403,100		
115	318,000	404,000		
116	318,300	404,900		
117	318,600	405,700		
118	318,800	406,400		
119	319,100	407,200		
120	319,400	408,000		
121	319,600	408,600		
122	319,800	409,300		
123	320,000	410,000		
124	320,300	410,600		
125	320,600	411,200		
126		411,900		
127		412,400		
128		413,000		
129		413,600		
130		414,200		
131		414,700		
132		415,200		
133		415,500		
134		415,800		
135		416,000		
136		416,300		
137		416,600		
138		416,900		
139		417,200		
140		417,500		
141		417,800		
142		418,100		

	143		418,400		
	144		418,700		
	145		418,900		
	146		419,200		
	147		419,500		
	148		419,700		
	149		419,900		
	150		420,200		
	151		420,500		
	152		420,700		
	153		420,900		
	154		421,200		
	155		421,500		
	156		421,700		
	157		421,900		
	158		422,200		
	159		422,500		
	160		422,700		
	161		422,900		
	162		423,200		
	163		423,500		
	164		423,700		
	165		423,900		
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 238,400	円 285,800	円 341,600	円 425,600
備考	1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。				

別表第4（第3条関係）

研 究 職 給 料 表						
職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	474,200
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	482,100
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	489,900
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	497,600
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	504,100
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,100
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	513,600
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	516,600
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	519,100
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	521,100
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	

定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	
	45	268,200	323,900	390,700	449,500	
	46	269,500	324,400	391,700	450,300	
	47	270,700	324,900	392,500	451,200	
	48	271,900	325,300	393,200	452,100	
	49	273,100	325,700	393,900	452,900	
	50	274,200	326,100	394,600	453,700	
	51	275,300	326,400	395,200	454,300	

	52	276,400	326,900	395,800	455,100		
	53	277,400	327,300	396,400	455,500		
	54	278,500	327,700	397,100	456,100		
	55	279,500	328,100	397,900	456,600		
	56	280,500	328,400	398,700	457,100		
	57	281,500	328,800	399,300	457,600		
	58	282,200	329,100	400,100	458,200		
	59	282,700	329,500	400,800	458,700		
	60	283,300	329,800	401,500	459,200		
	61	283,900	330,200	402,100	459,700		
	62	284,500	330,700	402,800	460,300		
	63	285,100	331,300	403,400	460,800		
	64	285,600	331,800	404,100	461,300		
	65	286,200	332,200	404,800	461,800		
	66	286,700	332,800	405,400	462,400		
	67	287,300	333,300	406,000	462,900		
	68	287,800	333,900	406,700	463,400		
	69	288,400	334,400	407,400	463,900		
	70	289,100	334,900	407,900	464,500		
	71	289,700	335,400	408,500	465,000		
	72	290,300	336,000	409,100	465,500		
	73	290,900	336,500	409,600	466,000		
	74	291,500	337,200	410,200			
	75	292,100	337,900	410,800			
	76	292,800	338,600	411,300			
	77	293,400	339,200	411,800			
	78	294,100	339,800	412,300			
	79	294,800	340,500	412,800			
	80	295,300	341,200	413,500			

	81	295,900	341,900	413,900			
	82	296,500	342,600				
	83	297,200	343,200				
	84	297,800	343,800				
	85	298,300	344,300				
	86	298,900	344,800				
	87	299,600	345,200				
	88	300,200	345,600				
	89	300,700	345,900				
	90	301,300	346,400				
	91	302,000	346,700				
	92	302,600	347,100				
	93	303,200	347,400				
	94	303,800	347,700				
	95	304,400	348,100				
	96	305,000	348,500				
	97	305,300	349,000				
	98	305,800	349,500				
	99	306,400	350,000				
	100	306,900	350,500				
	101	307,300	351,000				
	102	307,700	351,500				
	103	308,000	351,900				
	104	308,400	352,400				
	105	308,800	352,800				
	106	309,200	353,200				
	107	309,600	353,700				
	108	309,900	354,100				
	109	310,100	354,600				

	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前 再任用 短時間 勤務員 勤職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 230,200	円 273,400	円 299,200	円 343,000	円 399,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

ア 医 療 職 給 料 表 （1）

職員の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,700
	9	328,300	434,000	484,600	601,300
	10	331,800	435,500	486,300	604,900
	11	335,200	437,000	488,100	608,500
	12	338,600	438,500	489,900	612,100
	13	342,000	439,900	491,700	615,700
	14	345,500	441,300	493,400	618,700
	15	348,900	442,800	495,200	621,200
	16	352,300	444,200	497,000	623,500
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
定年前	22	371,600	452,600	508,100	

再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	

	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		

	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備 考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

イ 医 療 職 給 料 表 （2）

職員の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
定年前	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200

再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	

	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700		
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900		
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,200		
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,500		
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,800		
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	424,000		
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	424,300		
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	424,600		
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	424,900		
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	425,100		
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	425,400		
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	425,700		
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	426,000		
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	426,200		
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200			
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800			
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400			
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900			
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400			
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800			
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200			
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500			
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000			
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400			
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800			
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			
	78	265,000	301,000	338,100	359,700				
	79	265,300	301,200	338,500	359,900				
	80	265,500	301,500	339,000	360,200				

	81	265,700	301,800	339,500	360,700				
	82	266,000	302,000	339,800	361,000				
	83	266,300	302,300	340,000	361,300				
	84	266,500	302,600	340,300	361,600				
	85	266,700	302,800	340,700	362,000				
	86		303,000	341,100	362,300				
	87		303,200	341,400	362,600				
	88		303,400	341,700	362,900				
	89		303,800	342,000	363,300				
	90		304,000	342,200	363,600				
	91		304,200	342,600	363,800				
	92		304,400	342,900	364,100				
	93		304,800	343,100	364,400				
	94		305,000	343,400	364,800				
	95		305,200	343,700	365,200				
	96		305,500	343,900	365,600				
	97		305,800	344,100	366,100				
	98		306,000	344,400	366,500				
	99		306,200	344,700	366,900				
	100		306,500	344,900	367,300				
	101		306,800	345,100	367,800				
	102		307,000	345,300					
	103		307,200	345,700					
	104		307,500	345,900					
	105		307,800	346,100					
	106			346,400					
	107			346,800					
	108			347,200					
	109			347,400					

定年前 再任用 短時間 勤務員 勤職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000	円 383,400

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

ウ 医 療 職 給 料 表 （3）

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600

定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	

52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,000
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,300
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,700
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	450,100
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	450,400
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	450,700
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	451,100
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	

	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900			
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300			
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800			
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200			
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600			
	86	295,800	322,600	360,600	379,900				
	87	296,300	323,600	361,400	380,500				
	88	296,800	324,600	362,200	381,000				
	89	297,200	325,500	362,800	381,300				
	90	297,700	326,500	363,400	381,800				
	91	298,200	327,500	364,000	382,100				
	92	298,700	328,500	364,600	382,400				
	93	299,200	329,300	365,000	383,000				
	94	299,600	330,000	365,400	383,500				
	95	300,100	330,700	365,900	384,000				
	96	300,700	331,300	366,300	384,500				
	97	301,300	331,800	366,800	385,100				
	98	301,800	332,100	367,200	385,600				
	99	302,300	332,600	367,700	386,100				
	100	302,800	333,200	368,100	386,500				
	101	303,200	333,600	368,400	387,100				
	102	303,700	334,100	368,900	387,600				
	103	304,100	334,700	369,200	388,100				
	104	304,500	335,200	369,500	388,600				
	105	304,900	335,600	369,900	389,200				
	106	305,300	336,100	370,400	389,600				
	107	305,700	336,600	370,900	390,100				
	108	306,000	337,100	371,400	390,600				
	109	306,200	337,500	371,900	391,200				

	110	306,500	337,800	372,400					
	111	306,700	338,100	372,900					
	112	307,000	338,400	373,300					
	113	307,300	338,700	373,700					
	114	307,500	339,100	374,100					
	115	307,800	339,400	374,600					
	116	308,000	339,700	375,100					
	117	308,300	339,900	375,500					
	118	308,500	340,200	376,000					
	119	308,800	340,500	376,500					
	120	309,100	340,700	377,000					
	121	309,400	340,900	377,300					
	122	309,700	341,200						
	123	310,000	341,500						
	124	310,300	341,800						
	125	310,500	342,000						
	126	310,700	342,300						
	127	311,000	342,600						
	128	311,400	342,800						
	129	311,600	343,000						
	130	311,900	343,200						
	131	312,200	343,500						
	132	312,600	343,700						
	133	312,800	344,000						
	134	313,100	344,400						
	135	313,400	344,800						
	136	313,700	345,200						
	137	313,900	345,500						
	138	314,200	345,900						

	139	314,500	346,300						
	140	314,800	346,700						
	141	315,000	347,000						
	142	315,300	347,400						
	143	315,700	347,700						
	144	316,000	348,100						
	145	316,200	348,400						
	146	316,400	348,800						
	147	316,700	349,200						
	148	317,000	349,600						
	149	317,200	349,900						
	150	317,400	350,300						
	151	317,700	350,700						
	152	318,000	351,100						
	153	318,400	351,400						
	154	318,600							
	155	318,800							
	156	319,100							
	157	319,400							
	158	319,700							
	159	320,000							
	160	320,300							
	161	320,700							
	162	321,000							
	163	321,300							
	164	321,600							
	165	322,000							
	166	322,300							
	167	322,600							

	168	322,900						
	169	323,300						
定年前 再任用 短時間 勤務員 勤職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600	円 389,000

備 考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5の2（第3条関係）

福 祉 職 給 料 表

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900

定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,200
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,500
	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	461,800
	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	462,100
	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	462,400
	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	462,700
	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	463,000
	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	
	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	
	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	
	49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900	
	50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200	
	51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400	

	52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700		
	53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900		
	54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200		
	55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500		
	56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800		
	57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000		
	58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300		
	59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600		
	60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800		
	61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000		
	62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300		
	63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600		
	64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800		
	65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000		
	66	270,300	326,700	353,100	400,400			
	67	270,600	327,500	353,500	401,000			
	68	270,900	328,300	354,000	401,500			
	69	271,300	328,900	354,200	401,900			
	70	271,600	329,400	354,700	402,400			
	71	271,900	329,900	355,100	402,900			
	72	272,300	330,400	355,500	403,400			
	73	272,700	330,800	355,800	403,900			
	74	273,000	331,300	356,200	404,300			
	75	273,400	331,800	356,700	404,600			
	76	273,700	332,300	357,100	404,900			
	77	274,000	332,600	357,300	405,100			
	78	274,400	332,900	357,600	405,300			
	79	274,800	333,300	358,000	405,600			
	80	275,100	333,600	358,400	405,900			

	81	275,300	333,900	358,700	406,100		
	82	275,600	334,200	359,000	406,400		
	83	276,000	334,400	359,400	406,700		
	84	276,300	334,700	359,800	406,900		
	85	276,500	335,100	360,100	407,100		
	86	276,800	335,500	360,500	407,400		
	87	277,200	335,800	360,900	407,700		
	88	277,500	336,000	361,100	407,900		
	89	277,800	336,500	361,400	408,100		
	90	278,100	336,900		408,400		
	91	278,400	337,100		408,700		
	92	278,700	337,400		408,900		
	93	279,000	337,800		409,100		
	94	279,400	338,200				
	95	279,800	338,500				
	96	280,100	338,800				
	97	280,300	339,000				
	98	280,700	339,300				
	99	281,000	339,600				
	100	281,300	339,900				
	101	281,600	340,300				
	102	281,900	340,500				
	103	282,200	340,800				
	104	282,500	341,200				
	105	282,700	341,600				
	106	282,900	341,900				
	107	283,200	342,200				
	108	283,500	342,500				
	109	283,800	342,800				

	110	284,100	343,200					
	111	284,400	343,500					
	112	284,600	343,700					
	113	284,900	343,900					
	114	285,100	344,200					
	115	285,400	344,400					
	116	285,800	344,700					
	117	286,100	344,900					
	118	286,400						
	119	286,700						
	120	287,000						
	121	287,200						
	122	287,400						
	123	287,800						
	124	288,100						
	125	288,300						
	126	288,600						
	127	288,900						
	128	289,300						
	129	289,500						
	130	289,900						
	131	290,300						
	132	290,600						
	133	290,800						
	134	291,100						
	135	291,500						
	136	291,800						
	137	292,000						
	138	292,300						

	139	292,600					
	140	292,900					
	141	293,100					
	142	293,300					
	143	293,500					
	144	293,700					
	145	294,100					
	146	294,300					
	147	294,600					
	148	294,900					
	149	295,200					
	150	295,400					
	151	295,700					
	152	295,900					
	153	296,200					
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 214,100	円 254,800	円 269,600	円 304,400	円 331,900	円 374,800

備考 この表は、障がい者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6条 (略) 2・3 (略) 4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のときまたは月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条第1項の規定に基づく週休日ならびに勤務時間条例第3条第3項および勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。 (通勤手当) 第11条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。） (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 3 (略) 4 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずること	第6条 (略) 2・3 (略) 4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のときまたは月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）の日数を指し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。 (通勤手当) 第11条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）<u>（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）</u> (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、<u>運賃等相当額および前号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）</u> 3 (略) 4 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずること

となった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）であって、その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等を利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) （略）

5 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等であって、その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）および第3項に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 （略）

8 （略）

となった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）

(2) （略）

5 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員またはその業務が県の事務もしくは事業と密接な関連を有する法人であって人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 （略）

7 （略）

<u>9</u> (略) <u>10</u> (略) (超過勤務手当) 第15条 (略) 2・3 (略) 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条第1項の規定に基づく週休日または勤務時間条例第3条第3項および勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)および第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。 (1)・(2) (略) 5・6 (略) (休日給) 第16条 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項または第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条および第5条第1項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)および年末年始の休日等(以下「休日等」と総称する。)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。 (管理職員特別勤務手当) 第19条の2 第8条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職員のうち管理または監督の複雑、困難および責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(以下「特定管理職員」という。)が臨時または緊急の必要そ	<u>8</u> (略) <u>9</u> (略) (超過勤務手当) 第15条 (略) 2・3 (略) 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)および第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。 (1)・(2) (略) 5・6 (略) (休日給) 第16条 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項または第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条および第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)および年末年始の休日等(以下「休日等」と総称する。)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。 (管理職員特別勤務手当) 第19条の2 第8条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職員のうち管理または監督の複雑、困難および責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(以下「特定管理職員」という。)が臨時または緊急の必要そ
--	--

他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条第1項の規定に基づく週休日もしくは勤務時間条例第3条第3項および勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日または休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3・4 （略） （特定職員についての適用除外） 第20条 （略） 2 第8条の2から第10条まで、第10条の3、第10条の5および第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 3・4 （略）	他の公務の運営の必要により週休日または休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3・4 （略） （特定職員についての適用除外） 第20条 （略） 2 第8条の2から第10条まで、第10条の3、第10条の5、<u>第12条から第12条の3まで</u>および第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 3・4 （略）
---	---

第3条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（義務教育等教員特別手当） 第22条の5 （略） 2 義務教育等教員特別手当の月額、は、<u>8,600円</u>を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の例に応じて、人事委員会規則で定める。 3～5 （略）	（義務教育等教員特別手当） 第22条の5 （略） 2 義務教育等教員特別手当の月額、は、<u>8,000円</u>を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の例に応じて、人事委員会規則で定める。 3～5 （略）

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

ア 教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	493,500

定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員	23	257,700	294,800	421,000	494,200
	24	258,900	296,900	422,300	494,900
	25	260,100	298,900	423,900	495,500
	26	261,300	300,800	425,300	496,200
	27	262,500	302,700	426,600	496,900
	28	263,700	304,500	428,000	497,600
	29	264,800	306,300	429,400	498,200
	30	265,800	308,200	430,700	498,900
	31	266,900	310,000	432,200	499,600
	32	267,900	311,700	433,700	500,300
	33	269,000	313,400	435,300	500,900
	34	270,100	315,200	436,700	
	35	271,300	316,900	438,300	
	36	272,600	318,500	439,800	
	37	273,800	320,100	441,500	
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	
	41	278,500	326,600	447,700	
	42	279,500	328,500	449,200	
	43	280,500	330,300	450,400	
	44	281,400	332,000	451,600	
	45	282,000	333,600	452,800	
	46	282,800	335,500	454,100	
	47	283,600	337,200	455,300	
	48	284,400	338,900	456,500	
	49	285,100	340,600	457,600	
	50	285,900	342,300	458,800	
	51	286,600	344,000	460,000	

	52	287,400	345,700	461,200	
	53	288,200	347,400	462,400	
	54	289,000	348,700	463,600	
	55	289,700	350,000	464,800	
	56	290,500	351,300	466,000	
	57	291,200	352,800	467,100	
	58	291,800	354,400	467,700	
	59	292,600	355,900	468,200	
	60	293,400	357,500	468,700	
	61	294,100	358,900	469,200	
	62	294,700	360,500	469,800	
	63	295,500	362,100	470,300	
	64	296,100	363,500	470,800	
	65	297,100	365,000	471,300	
	66	297,900	366,600	471,900	
	67	298,600	368,200	472,400	
	68	299,300	369,700	472,900	
	69	299,900	371,200	473,400	
	70	300,600	372,800	474,000	
	71	301,300	374,300	474,500	
	72	302,000	375,800	475,000	
	73	302,700	377,300	475,500	
	74	303,400	378,900		
	75	304,100	380,500		
	76	304,600	382,000		
	77	305,200	383,400		
	78	305,800	384,800		
	79	306,500	386,200		
	80	307,100	387,500		

	81	307,600	388,800			
	82	308,200	390,200			
	83	308,900	391,500			
	84	309,600	392,800			
	85	310,200	393,900			
	86	311,000	395,300			
	87	311,700	396,600			
	88	312,300	397,900			
	89	313,000	399,100			
	90	313,800	400,400			
	91	314,600	401,500			
	92	315,400	402,700			
	93	315,900	403,900			
	94	316,700	405,000			
	95	317,500	406,200			
	96	318,300	407,400			
	97	318,900	408,800			
	98	319,600	409,800			
	99	320,400	410,800			
	100	321,100	411,800			
	101	321,900	412,700			
	102	322,700	413,700			
	103	323,600	414,800			
	104	324,400	415,900			
	105	325,000	416,600			
	106	325,800	417,500			
	107	326,600	418,400			
	108	327,400	419,300			
	109	328,100	420,100			

	110	328,500	420,900			
	111	328,800	421,700			
	112	329,300	422,500			
	113	329,800	423,100			
	114	330,200	423,800			
	115	330,600	424,500			
	116	331,000	425,200			
	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			

	139	338,800	431,800		
	140	339,100	432,000		
	141	339,300	432,200		
	142	339,500	432,500		
	143	339,800	432,800		
	144	340,000	433,000		
	145	340,300	433,200		
	146	340,500	433,500		
	147	340,800	433,800		
	148	341,100	434,000		
	149	341,300	434,200		
	150	341,500	434,500		
	151	341,800	434,800		
	152	342,100	435,000		
	153	342,300	435,200		
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 247,200	円 288,900	円 348,200	円 436,000

備考

- この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を加算した額とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円を加算した額とする。

別表第3（第3条関係）

イ 教 育 職 給 料 表 （2）

職員の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	212,900	234,000	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	388,500	468,200
	23	257,700	272,500	389,700	468,700

定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員	24	258,900	273,700	390,800	469,200
	25	260,100	275,000	391,800	469,700
	26	261,200	276,700	393,000	470,200
	27	262,300	278,400	394,100	470,700
	28	263,400	280,100	395,200	471,200
	29	264,600	281,800	396,300	471,700
	30	265,700	283,800	397,500	472,200
	31	266,800	286,000	398,700	472,700
	32	267,800	288,200	399,800	473,200
	33	268,900	290,400	400,800	473,700
	34	269,900	292,600	401,900	
	35	270,900	294,800	403,100	
	36	272,000	296,900	404,300	
	37	273,200	298,900	405,500	
	38	274,100	300,800	406,800	
	39	275,100	302,700	407,900	
	40	276,200	304,500	409,100	
	41	277,400	306,300	410,200	
	42	278,500	308,200	411,500	
	43	279,600	310,000	412,500	
	44	280,700	311,700	413,600	
	45	281,600	313,400	414,800	
	46	282,400	315,200	416,000	
	47	283,200	316,900	417,200	
	48	284,000	318,500	418,400	
	49	284,600	320,100	419,500	
	50	285,400	321,800	420,500	
	51	286,100	323,600	421,800	
	52	286,800	325,300	423,000	

	53	287,600	326,600	424,200	
	54	288,400	328,500	425,300	
	55	289,000	330,300	426,400	
	56	289,700	332,000	427,500	
	57	290,400	333,600	428,500	
	58	291,200	335,500	429,700	
	59	292,000	337,200	430,900	
	60	292,600	338,900	432,100	
	61	293,200	340,600	432,700	
	62	293,900	342,300	433,500	
	63	294,600	344,000	434,200	
	64	295,100	345,700	434,700	
	65	295,800	347,400	435,000	
	66	296,500	348,700	435,300	
	67	297,100	350,000	435,700	
	68	297,700	351,300	436,100	
	69	298,400	352,800	436,400	
	70	299,100	354,300	436,800	
	71	299,700	355,800	437,100	
	72	300,400	357,300	437,400	
	73	300,900	358,600	437,700	
	74	301,500	360,100	438,000	
	75	302,200	361,600	438,300	
	76	302,700	363,000	438,600	
	77	303,300	364,400	438,800	
	78	303,900	365,900	439,100	
	79	304,500	367,400	439,400	
	80	305,100	368,900	439,600	
	81	305,600	370,200	439,800	
	82	306,100	371,500	440,100	

	83	306,700	372,800	440,400	
	84	307,300	374,000	440,600	
	85	307,700	375,200	440,800	
	86	308,100	376,400	441,100	
	87	308,600	377,500	441,400	
	88	309,100	378,600	441,600	
	89	309,500	379,600	441,800	
	90	310,000	380,700	442,100	
	91	310,400	381,800	442,400	
	92	310,900	382,900	442,600	
	93	311,200	384,000	442,800	
	94	311,700	385,100		
	95	312,200	386,100		
	96	312,600	387,200		
	97	312,900	388,200		
	98	313,300	389,200		
	99	313,700	390,100		
	100	314,100	391,000		
	101	314,500	391,800		
	102	314,800	392,800		
	103	315,100	393,600		
	104	315,400	394,500		
	105	315,600	395,300		
	106	315,900	396,200		
	107	316,200	397,100		
	108	316,400	398,000		
	109	316,600	398,800		
	110	316,800	399,800		
	111	317,100	400,700		
	112	317,400	401,600		

	113	317,600	402,200		
	114	317,800	403,100		
	115	318,000	404,000		
	116	318,300	404,900		
	117	318,600	405,700		
	118	318,800	406,400		
	119	319,100	407,200		
	120	319,400	408,000		
	121	319,600	408,600		
	122	319,800	409,300		
	123	320,000	410,000		
	124	320,300	410,600		
	125	320,600	411,200		
	126		411,900		
	127		412,400		
	128		413,000		
	129		413,600		
	130		414,200		
	131		414,700		
	132		415,200		
	133		415,500		
	134		415,800		
	135		416,000		
	136		416,300		
	137		416,600		
	138		416,900		
	139		417,200		
	140		417,500		
	141		417,800		
	142		418,100		

	143		418,400		
	144		418,700		
	145		418,900		
	146		419,200		
	147		419,500		
	148		419,700		
	149		419,900		
	150		420,200		
	151		420,500		
	152		420,700		
	153		420,900		
	154		421,200		
	155		421,500		
	156		421,700		
	157		421,900		
	158		422,200		
	159		422,500		
	160		422,700		
	161		422,900		
	162		423,200		
	163		423,500		
	164		423,700		
	165		423,900		
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 238,400	円 285,800	円 341,600	円 425,600

- 備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を加算した額とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円を加算した額とする。

第4条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(通勤手当) 第11条 (略) 2 (略) 3 <u>第1項第2号または第3号</u>に掲げる職員で、駐車場または駐輪場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を支払っているもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対しては、人事委員会規則で定めるところにより、<u>前項第2号または第3号</u>に定める額に加算して当該駐車場等の1箇月当たりの駐車料金等の額に相当する額（その額が<u>5,000円</u>を超えときは、<u>5,000円</u>）の通勤手当を支給する。 4～9 (略) (期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の106.25</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～7 (略)	(通勤手当) 第11条 (略) 2 (略) 3 <u>第1項第3号</u>に掲げる職員で、駐車場または駐輪場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を支払っているもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対しては、人事委員会規則で定めるところにより、<u>前項第3号</u>に定める額に加算して当該駐車場等の1箇月当たりの駐車料金等の額に相当する額（その額が<u>3,000円</u>を超えときは、<u>3,000円</u>）の通勤手当を支給する。 4～9 (略) (期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125</u>（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～7 (略)

(勤勉手当)
第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(勤勉手当)
第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第5条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成14年福井県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	428,000

2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</u>	(給与条例の適用除外等) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

第6条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とする。

(福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

6	765,000
7	893,000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項、第21条第2項および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と</u>、給与条例第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、<u>「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</u>	(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項、第21条第2項および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

第8条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(企業職員給与条例の適用除外等) 第10条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和41年福井県条例第52号。次項において「企業職員給与条例」という。）第3条から第6条まで<u>および第6条の3</u>の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。 2 (略)	(企業職員給与条例の適用除外等) 第10条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和41年福井県条例第52号。次項において「企業職員給与条例」という。）第3条から第6条まで、<u>第6条の3および第17条</u>の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。 2 (略)

第9条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項、第21条第2項および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例第22条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項、第21条第2項および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第22条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。

(福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第10条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（議会の議員の期末手当）</u> 第2条の2 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるの	<u>（期末手当）</u> 第2条の2 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

は「<u>100分の177.5</u>」とする。 3 (略) (知事等の給与および旅費) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、<u>「100分の127.5」</u>とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。 5・6 (略)	3 (略) (知事等の給与および旅費) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 5・6 (略)
--	---

第11条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の議員の期末手当) 第2条の2 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 3 (略) (知事等の給与および旅費) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 5・6 (略)	(議会の議員の期末手当) 第2条の2 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。 3 (略) (知事等の給与および旅費) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。 5・6 (略)

(福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第12条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和46年福井県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当、通勤手当および寒冷地手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</u> 3 (略)	(期末手当、通勤手当および寒冷地手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。 3 (略)

第13条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当、通勤手当および寒冷地手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。 3 (略)	(期末手当、通勤手当および寒冷地手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</u> 3 (略)

(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第14条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(へき地学校等に勤務する職員の手当等) 第30条 へき地学校等に勤務する職員の手当は、職員（任期付短時間勤務職員を除く。）がへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項の文部科学省令で定める基準（以下この条において単に「基準」という。）を参酌して人事委員会が指定するへき地学校もしくは共同調理場（以下「へき地学校等」という。）またはへき地学校等に準ずる学校および共同調理場（以下この条において「へき地学校等に準ずる学校等」という。）に勤務したときに支給する。 2～7 （略） (教員特殊業務に従事する職員の手当) 第34条 教員特殊業務に従事する職員の手当は、小学校、中学校、高等学校または特別支援学校に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手または寄宿舎指導員が、次に掲げる業務で人事委員会が心身に著しい負担を与えると認めるものに従事したとき（教頭が第1号から第4号までに掲げる業務に従事した場合にあっては、職務の級が教育職給料表(1)または教育職給料表(2)の2級である者が従事したときに限る。）に支給する。 (1)・(2) （略） (3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うものまたは勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条第1項の規定に基づく週休日もしくは勤務時間条例第3条第3項および勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（次号において「週休日等」という。）もしくは給与条例第16条に規定する休日等（次号において「休日等」という。）に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規的教育課程としてのクラブ活	(へき地学校等に勤務する職員の手当等) 第30条 へき地学校等に勤務する職員の手当は、職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を除く。</u>）がへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項の文部科学省令で定める基準（以下この条において単に「基準」という。）を参酌して人事委員会が指定するへき地学校もしくは共同調理場（以下「へき地学校等」という。）またはへき地学校等に準ずる学校および共同調理場（以下この条において「へき地学校等に準ずる学校等」という。）に勤務したときに支給する。 2～7 （略） (教員特殊業務に従事する職員の手当) 第34条 教員特殊業務に従事する職員の手当は、小学校、中学校、高等学校または特別支援学校に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手または寄宿舎指導員が、次に掲げる業務で人事委員会が心身に著しい負担を与えると認めるものに従事したとき（教頭が第1号から第4号までに掲げる業務に従事した場合にあっては、職務の級が教育職給料表(1)または教育職給料表(2)の2級である者が従事したときに限る。）に支給する。 (1)・(2) （略） (3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うものまたは勤務時間条例第3条第1項、第4条<u>もしくは第5条に規定する週休日（次号において「週休日」という。）</u>もしくは給与条例第16条に規定する休日等（次号において「休日等」という。）に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規的教育課程としてのクラブ活

動に準ずる活動をいう。)における児童または生徒に対する指導業務で<u>週休日等</u>、休日等または休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの (5) (略) 2 (略)	動に準ずる活動をいう。)における児童または生徒に対する指導業務で<u>週休日</u>、休日等または休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの (5) (略) 2 (略)
--	---

第15条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手当の種類) 第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(24) (略) <u>(25)</u> (略) <u>(26)</u> (略) <u>(27)</u> (略) <u>(28)</u> (略) <u>(29)</u> (略) <u>(30)</u> (略) <u>(31)</u> (略) <u>(32)</u> (略) 第31条 削除	(手当の種類) 第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(24) (略) <u>(25) 多学年の学級を担当する職員の手当</u> <u>(26)</u> (略) <u>(27)</u> (略) <u>(28)</u> (略) <u>(29)</u> (略) <u>(30)</u> (略) <u>(31)</u> (略) <u>(32)</u> (略) <u>(33)</u> (略) <u>(多学年の学級を担当する職員の手当)</u> 第31条 多学年の学級を担当する職員の手当は、小学校または中学校の2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項および第3項に規定する特別支援学級を除く。)を担当する教員のうち人事委員会の定める教員が当該学級における授業または指導に従事したときに支給する。 2 前項の手当の額は、従事した日1日につき、人事委員会が学級の区分に応じ<u>て350円以内で定める額とする。</u>

第16条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手当の種類) 第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～⁽²³⁾ (略) <u>(24) 夜間中学業務手当</u> <u>(25) (略)</u> <u>(26) (略)</u> <u>(27) (略)</u> <u>(28) (略)</u> <u>(29) (略)</u> <u>(30) (略)</u> <u>(31) (略)</u> <u>(32) (略)</u> <u>(33) (略)</u> (高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当) 第29条 (略) <u>(夜間中学業務手当)</u> 第29条の2 <u>夜間中学業務手当は、夜間に授業を行う学級を置く中学校(以下「夜間中学校」という。)に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭および講師が、夜間中学校に係る業務に従事したときに支給する。</u> <u>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき900円以内の額とし、その額は、人事委員会が職員の職務の級を考慮して定める。</u> (へき地学校等に勤務する職員の手当等) 第30条 (略)	(手当の種類) 第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～⁽²³⁾ (略) <u>(24) (略)</u> <u>(25) (略)</u> <u>(26) (略)</u> <u>(27) (略)</u> <u>(28) (略)</u> <u>(29) (略)</u> <u>(30) (略)</u> <u>(31) (略)</u> <u>(32) (略)</u> (高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当) 第29条 (略) (へき地学校等に勤務する職員の手当等) 第30条 (略)

(福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年福井県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第15条 （略） 2 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例第5条、第6条および第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附 則 （福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第15条 （略） 2 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例第5条、第6条、<u>第6条の3、第9条、第10条</u>および第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条および第15条の規定は、令和8年1月1日から、第4条、第6条、第9条、第11条、第13条および第16条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定および第7条の規定による改正後の福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定ならびに附則第4項の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から、第10条の規定による改正後の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定および第12条の規定による改正後の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例または改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第10条の規定による改正前の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第12条の規定による改正前の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の特別職給与条例の規定による給与または改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 附則第2項の規定に基づき改正後の給与条例第12条の3第2項の規定を適用する場合には、適用日前に新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署または準特地公署に在勤することとなったことに伴い令和5年度または令和6年度に住居を移転した職員（第1条の規定による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例第12条の3第2項の規定に基づく特地勤務手当に準ずる手当を支給されていた職員を除く。）であって、適用日以後も引き続き当該特地公署もしくは準特地公署に在勤するものは、適用日以後に改正後の給与条例第12条の3第2項の規定の適用を受ける職員の例により、改正後の給与条例第12条の3第2項の規定に基づく特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

提 案 理 由

令和7年9月30日付けの人事委員会勧告を受けて、職員の給与改定等を行いたいので、この案を提出する。

第93号議案

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 1 年福井県条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係） 1 ～ 3 （略） 4 健康福祉部関係		別表（第 2 条関係） 1 ～ 3 （略） 4 健康福祉部関係	
事務	市町	事務	市町
1 ～ 4 （略）	（略）	1 ～ 4 （略）	（略）
5 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号。以下この項中「法」という。）および医療法施行令（昭和 2 3 年政令第 3 2 6 号。以下この項中「政令」という。）に基づく、次に掲げる事務 (1)～(6) （略） <u>(7) 法第 3 0 条の 1 8 の 4 第 1 項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同条第 2 項の規定</u>	福井市	5 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号。以下この項中「法」という。）および医療法施行令（昭和 2 3 年政令第 3 2 6 号。以下この項中「政令」という。）に基づく、次に掲げる事務 (1)～(6) （略）	福井市

による確認に関する事務 (8) 法第30条の18の4第4項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同項の規定による確認に関する事務 (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略) 6～30 (略) 5～7 (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
---	---

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提 案 理 由

県の事務の一部を福井市へ移譲することに伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第94号議案

住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成１４年福井県条例第５０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 2 条関係）	別表第 1（第 2 条関係）
1（略）	1（略）
2（略）	2（略）
	<u>3 採石法（昭和 2 5 年法律第 2 9 1 号）による同法第 3 2 条の登録または同法第 3 2 条の 7 第 1 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	<u>4 砂利採取法（昭和 4 3 年法律第 7 4 号）による同法第 3 条の登録または同法第 9 条第 1 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>3</u> （略）	<u>5</u> （略）
<u>4</u> （略）	<u>6</u> （略）
<u>5</u> （略）	<u>7</u> （略）
<u>6</u> （略）	<u>8</u> （略）
<u>7</u> （略）	<u>9</u> （略）

<u>8</u> (略)		<u>10</u> (略)	
<u>9</u> (略)		<u>11</u> (略)	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
知事以外の執行機関	事務	知事以外の執行機関	事務
教育委員会	(略)	教育委員会	(略)
		監査委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)による同法第242条第1項の監査に関する事務であつて規則で定めるもの
公安委員会	(略)	公安委員会	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第95号議案

福井県港湾施設管理条例の一部改正について

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

福井県港湾施設管理条例（昭和 3 7 年福井県条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 5 条、第 9 条関係）			別表第 1（第 5 条、第 9 条関係）		
施設名	使用料算定基礎	使用料	施設名	使用料算定基礎	使用料
1～8（略）	（略）	（略）	1～8（略）	（略）	（略）
9 軌道走行式荷役機械	1 時間につき（使用時間が 1 時間を超える場合は、その超える時間 3 0 分ごとに使用料の額の半額を加算する。） コンテナ専用のもの コンテナターミナルの区域内のもの コンテナターミナルの	6 万 6, 0 0 0 円 6 万 4, 0 0 0 円	9 軌道走行式荷役機械	1 時間につき（使用時間が 1 時間を超える場合は、その超える時間 3 0 分ごとに使用料の額の半額を加算する。） コンテナ専用のもの コンテナターミナルの区域内のもの コンテナターミナルの	6 万 6, 0 0 0 円 6 万 4, 0 0 0 円

		区域外のもの コンテナ専用以外のもの つり上げ荷重46.5 トンのも つり上げ荷重58.1 トンのも	6万500円 7万6,700円			区域外のもの コンテナ専用以外のもの	6万500円
10・11	(略)	(略)	(略)	10・11	(略)	(略)	(略)
備考 1～7 (略)				備考 1～7 (略)			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

敦賀港鞠山北地区の港湾施設整備に伴い、使用料の額を定めたいので、この案を提出する。

第96号議案 福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について

福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年福井県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等） 第3条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校長および教頭ならびに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の下線100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。 2 （略） 3 義務教育諸学校等の教育職員（福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「給与条例」という。）第8条の規定による管理職手当を支給される者および指導改善研修被認定者を除く。第6条において同じ。）については、給与条例第15条および第16条の規定は、適用しない。	（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等） 第3条 義務教育諸学校等の教育職員のうちその属する職務の級が、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「給与条例」という。）別表第3アまたはイの1級または2級である者には、その者の給料月額の下線100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。 2 （略） 3 義務教育諸学校等の教育職員（給与条例第8条の規定による管理職手当を支給される者を除く。第6条において同じ。）については、給与条例第15条および第16条の規定は、適用しない。

附 則 1 (略) 2 給与条例附則第24項、第28項または第29項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号)附則第24項、第28項または第29項の規定による給料の額との合計額」とする。 3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の5</td></tr><tr><td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の6</td></tr><tr><td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の7</td></tr><tr><td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の8</td></tr><tr><td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の9</td></tr></table>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9	附 則 1 (略) 2 給与条例附則第24項、第28項または第29項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第24項、第28項または第29項の規定による給料の額との合計額」とする。
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5										
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6										
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7										
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8										
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9										

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する教職調整額については、改正後の第3条第1項および附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第97号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県立馬術競技場

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市学園 3 丁目 6 番 1 号

学校法人金井学園

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県立馬術競技場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第98号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県立ライフル射撃場

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市杉谷町第49号40番地 3

福井県ライフル射撃協会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県立ライフル射撃場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第99号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県立クレ射撃場

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市春江町江留下高道79番地8

合同会社PORCO・ROSSO

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

福井県立クレ射撃場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

第100号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県立アーチェリーセンター

福井県立クライミングセンター

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市合谷町 1 字 5 番地

福井県アーチェリー・クライミング振興協議会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第101号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県立ホッケー場

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

丹生郡越前町西田中第13号 5 番地 1

越前町

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県立ホッケー場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第102号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県若狭湾エネルギー研究センター

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

敦賀市長谷64号52番地 1

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県若狭湾エネルギー研究センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第103号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県ふるさと海浜公園

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

大飯郡おおい町本郷第159号 8 番地の 1

株式会社おおい

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県ふるさと海浜公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第104号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県越前三国オートキャンプ場

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市春江町随応寺第17号10番地

坂井市シルバー人材センター・休暇村協会グループ

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県越前三国オートキャンプ場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第105号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県立すこやかシルバー病院

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市島寺町93字 6 番地

一般財団法人認知症高齢者医療介護教育センター

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県立すこやかシルバー病院の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第106号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県産業情報センター

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市丸岡町熊堂第 3 号 7 番地 1 の16

公益財団法人ふくい産業支援センター

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県産業情報センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第107号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県中小企業産業大学校

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

坂井市丸岡町熊堂第 3 号 7 番地 1 の16

公益財団法人ふくい産業支援センター

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県中小企業産業大学校の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第108号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県すいせんの里

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

丹生郡越前町西田中第13号 5 番地 1

越前町

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県すいせんの里の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第109号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県乳製品加工体験等施設

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

大野市天神町 1 番 1 号

大野市

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県乳製品加工体験等施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第110号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

小浜漁港指定管理施設

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

小浜市小浜多賀98番地 3

株式会社イワタ

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

小浜漁港指定管理施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第111号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井駅西口地下駐車場

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市中央 1 丁目 2 番 1 号

まちづくり福井駐車場管理センター

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井駅西口地下駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第112号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

敦賀港金ヶ崎緑地

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

敦賀市中央町 2 丁目 1 番 1 号

敦賀市

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

敦賀港金ヶ崎緑地の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第113号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

和田港若狭和田マリーナ

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

大飯郡高浜町塩土第 5 号 1 番地

若狭高浜漁業協同組合

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

和田港若狭和田マリーナの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第114号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

トリムパークかなづ

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

あわらし市市姫 3 丁目 1 番 1 号

あわらし市

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

トリムパークかなづの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第115号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

奥越ふれあい公園

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

大野市天神町 1 番 1 号

大野市

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

奥越ふれあい公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第116号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

若狭総合公園

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

小浜市大手町 6 番 3 号

小浜市

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

若狭総合公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第117号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

若狭の里公園

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

小浜市大手町 6 番 3 号

小浜市

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

若狭の里公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第118号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県営住宅社団地、杉の木台団地、下荒井団地、清水グリーンハイツ、御幸タウン、北日野団地およびその共同施設

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市下馬 3 丁目511番地

アイリス・辻広組グループ

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県営住宅および共同施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第119号議案

令和 8 年度当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）により令和 8 年度において当せん金付証票を次のとおり発売することができる。

令 和 7 年 12 月 1 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

本県発売額 7,700,000,000円以内

提 案 理 由

当せん金付証票法第 4 条の規定に基づき令和 8 年度に共同発売する宝くじの発売額について議会の議決を必要とするので、この案を提出する。

報告第72号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第40号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年10月23日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

京都府京都市 個人

2 損害賠償の額 516,328円

3 事故の態様

令和7年3月22日午前10時50分頃、若狭歴史博物館の県有自動車が、京都府京都市右京区京北周山町河端11番18号の国道において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第73号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第36号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年10月10日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

丹生郡越前町 個人

2 損害賠償の額 430,131円

3 事故の態様

令和7年7月3日午前11時23分頃、児童・女性相談所の県有自動車が、福井市和田中2丁目901番地の国道において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第74号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第33号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年10月7日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

大阪府大阪市 法人

2 損害賠償の額 193,600円

3 事故の態様

令和7年4月9日午前9時2分頃、原子力施設警備隊の県有自動車が、大飯郡高浜町田ノ浦1字1番において、相手方が所有するガードパイプに接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第75号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第34号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年10月7日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市 個人

2 損害賠償の額 838,000円

3 事故の態様

令和7年6月17日午前11時3分頃、敦賀警察署の県有自動車が、鯖江市下河端町202番地の国道において、相手方が所有する自動車に追突して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第76号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第35号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年10月7日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

敦賀市 法人

2 損害賠償の額 176,000円

3 事故の態様

令和7年7月28日午前10時6分頃、敦賀警察署の県有自動車が、敦賀市若葉町1丁目1531番地の駐車場において、相手方が所有する高さ制限バーに接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第77号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第30号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年9月10日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 173,624円

3 事故の態様

令和7年7月18日午後7時40分頃、主要地方道松ヶ谷宝慶寺大野線今立郡池田町小畑地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第78号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第31号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年9月10日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

大野市 個人

2 損害賠償の額 24,448円

3 事故の態様

令和7年7月8日午前9時40分頃、一般国道157号大野市下若生子地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第79号

専決処分の報告について

破損した側溝蓋による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第32号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり破損した側溝蓋による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年10月3日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

勝山市 法人

2 損害賠償の額 395,319円

3 事故の態様

令和7年7月22日午後4時45分頃、一般県道柘神谷鳴鹿森田線勝山市北郷町伊地知地係において、相手方が所有する自動車が破損した側溝蓋に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第80号

専決処分の報告について

道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第37号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年10月20日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

石川県金沢市 法人

2 損害賠償の額 325,925円

3 事故の態様

令和7年7月7日午前6時頃、一般国道157号大野市五条方地係において、相手方が所有する自動車が道路上の落石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第41号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年10月27日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 個人

2 損害賠償の額 160,556円

3 事故の態様

令和7年6月10日午前4時頃、一般国道305号南条郡南越前町今泉地係において、相手方が所有する自動車が道路上の落石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第82号

専決処分の報告について

破損した側溝蓋による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第42号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり破損した側溝蓋による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年10月27日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

大野市 個人

2 損害賠償の額 50,600円

3 事故の態様

令和7年9月26日午後1時30分頃、一般国道476号大野市元町地係において、相手方が所有する自動車が破損した側溝蓋に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

県有施設に設置した落雪規制用ロープによる自転車転倒事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第39号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有施設に設置した落雪規制用ロープによる自転車転倒事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年10月22日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 61,121円

3 事故の態様

令和6年12月3日午後6時30分頃、福井運動公園内の福井県営球場付近において、相手方が所有する自転車が落雪規制用ロープにより転倒して、同人に傷害を、当該自転車等に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の草刈り作業を行った際に、測量機器に損害を与えた事案について損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出

福井県知事 杉本達治

専決第38号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の草刈り作業を行った際に、測量機器に損害を与えた事案の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年10月20日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

大阪府岸和田市 法人

2 損害賠償の額 79,040 円

3 事故の態様

令和7年7月30日午後3時30分頃、南条郡南越前町鑄物師5字15の県道において、道路パトロール中に草刈り作業を行った際に、相手方が所有する測量機器に接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

予 算 案 説 明 書

歲入歲出予算事項別明細書

(注) 歳入歳出予算事項別明細書の記載について

「3 歳出」の「特定財源」の「その他」欄中

(負)とあるのは……………分担金および負担金

(使)とあるのは……………使用料および手数料

(財)とあるのは……………財 産 収 入

(寄)とあるのは……………寄 附 金

(繰入)とあるのは……………繰 入 金

(繰越)とあるのは……………繰 越 金

(諸)とあるのは……………諸 収 入

(証)とあるのは……………証 紙 収 入

を示す。

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 税	144,211,166		144,211,166
2 地 方 消 費 税 清 算 金	41,516,296		41,516,296
3 地 方 譲 与 税	17,386,297		17,386,297
4 地 方 特 例 交 付 金	480,000		480,000
5 地 方 交 付 税	130,196,000	3,171,222	133,367,222
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	150,000		150,000
7 分 担 金 お よ び 負 担 金	1,907,635		1,907,635
8 使 用 料 お よ び 手 数 料	5,219,934		5,219,934
9 国 庫 支 出 金	67,486,840	26,166	67,513,006
10 財 産 収 入	1,244,364		1,244,364
11 寄 附 金	288,872		288,872
12 繰 入 金	10,872,059		10,872,059
13 繰 越 金	4,446,295		4,446,295
14 諸 収 入	35,974,145	16,139	35,990,284
15 県 債	49,259,000		49,259,000
歳 入 合 計	510,638,903	3,213,527	513,852,430

(歳出)							
(単位 千円)							
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,047,935	9,564	1,057,499			17	9,547
2 総務費	46,023,198	181,310	46,204,508			693	180,617
3 民生費	51,623,246	107,126	51,730,372			399	106,727
4 衛生費	28,243,338	59,880	28,303,218			177	59,703
5 労働費	2,001,010	13,329	2,014,339			98	13,231
6 農林水産費	28,517,207	194,559	28,711,766	9,800		1,222	183,537
7 商工費	43,354,759	47,773	43,402,532			115	47,658
8 土木費	52,485,957	144,584	52,630,541			526	144,058
9 警察費	25,133,928	506,333	25,640,261			614	505,719
10 教育費	102,248,593	1,949,069	104,197,662	16,366		12,278	1,920,425
11 災害復旧費	8,542,697		8,542,697				
12 公債費	65,778,606		65,778,606				
13 諸支出金	54,938,429		54,938,429				
14 予備費	700,000		700,000				
歳出合計	510,638,903	3,213,527	513,852,430	26,166		16,139	3,171,222

2 歳 入

(款) 5 地方交付税

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
5	地方交付税	130,196,000	3,171,222	133,367,222	
(項)					
1	地方交付税	130,196,000	3,171,222	133,367,222	

入(款) 5 地方交付税

(款) 9 国庫支出金					(単位 千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
9	国庫支出金	67,486,840	26,166	67,513,006	
(項)					
1	国庫負担金	34,066,935	16,366	34,083,301	
2	国庫補助金	31,815,380	9,800	31,825,180	

(款) 9 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 教育費国庫負担金	12,419,492	16,366	12,435,858	小中学校費	15,349	
				特別支援学校費	1,017	
(款) 9 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 農林水産費国庫補助金	8,963,720	9,800	8,973,520	農業費	100	米の需給および価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業 100
				農地費	9,700	土地改良区育成強化対策事業 9,700

(款) 14 諸 収 入 (項) 4 受託事業収入 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 教育費受託事業収入	42,043	1,081	43,124	社会教育費	1,081	
(款) 14 諸 収 入 (項) 7 雑 入 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	2,697,262	15,058	2,712,320	保険料被保険者負担金	15,058	

3 歳 出

(款) 1 議 会 費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源		一 般 財 源		
				国 支 出 金	地 方 債			そ の 他
(款)								
1 議会費	1,047,935	9,564	1,057,499			17	9,547	
(項)								
1 議会費	1,047,935	9,564	1,057,499			17	9,547	

出(款) 1 議 会 費

(款) 1 議 会 費 (項) 1 議 会 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議会費	720,903	2,108	723,011	(1) 報 酬	2,108	議員報酬	2,108				2,108	
						計	2,108				2,108	
2 事務局費	327,032	7,456	334,488	(1) 報 酬	355	職員給与費	7,456			(諸) 17	7,439	
				(2) 給 料	4,101							
				(3) 職員手当等	2,501							
				(4) 共 済 費	499							
						計	7,456			17	7,439	

(款) 2 総 務 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
2 総務費	46,023,198	181,310	46,204,508			693	180,617	
(項)								
1 総務管理費	13,547,769	175,346	13,723,115			686	174,660	
5 選挙費	547,436	613	548,049				613	
8 人事委員会費	112,428	2,227	114,655				2,227	
9 監査委員費	129,492	3,124	132,616			7	3,117	

(款) 2 総 務 費 (項) 1 総務管理費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 一般管理費	9,664,380	175,346	9,839,726	(1) 報 酬	11,674	職員給与費	175,346			(諸) 686	174,660	
				(2) 給 料	90,750							
				(3) 職員手当等	56,576							
				(4) 共 済 費	11,945							
				(18) 負担金補助 および交付 金	4,401							
				計	175,346							
(款) 2 総 務 費 (項) 5 選 挙 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 選挙管理委員会 費	28,775	613	29,388	(2) 給 料	378	職員給与費	613				613	
				(3) 職員手当等	198							
				(4) 共 済 費	37							
				計	613							

(款) 2 総 務 費 (項) 8 人事委員会費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 人事委員会費	112,428	2,227	114,655	(2) 給 料	1,331	職員給与費	2,227				2,227	
				(3) 職員手当等	752							
				(4) 共 済 費	144							
				計	2,227							
(款) 2 総 務 費 (項) 9 監査委員費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 監査委員費	129,492	3,124	132,616	(1) 報 酬	123	職員給与費	3,124			(諸) 7	3,117	
				(2) 給 料	1,716							
				(3) 職員手当等	1,070							
				(4) 共 済 費	215							
				計	3,124							

出(款) 2 総務費 (項) 8 人事委員会費 (項) 9 監査委員費

(款) 3 民 生 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	備 考
				特 定 財 源				
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
3 民生費	51,623,246	107,126	51,730,372			399	106,727	
(項)								
1 社会福祉費	33,386,471	107,126	33,493,597			399	106,727	

(款) 3 民 生 費 (項) 1 社会福祉費												(単位 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源		
								国支出金	地 方 債	そ の 他			
1 社会福祉総務費	5,204,103	107,126	5,311,229	(1) 報 酬	7,368	職員給与費	107,126			(諸) 399	106,727		
				(2) 給 料	55,975								
				(3) 職員手当等	36,923								
				(4) 共 済 費	6,860								
						計	107,126			399	106,727		

(款) 4 衛 生 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
4 衛生費	28,243,338	59,880	28,303,218			177	59,703	
(項)								
1 公衆衛生費	17,048,400	59,880	17,108,280			177	59,703	

(款) 4 衛 生 費 (項) 1 公衆衛生費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 公衆衛生総務費	15,111,578	59,880	15,171,458	(1) 報 酬	2,775	職員給与費	59,880			(諸) 177	59,703	
				(2) 給 料	33,471							
				(3) 職員手当等	19,742							
				(4) 共 済 費	3,892							
						計	59,880			177	59,703	

(款) 5 労 働 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
5 労働費	2,001,010	13,329	2,014,339			98	13,231	
(項)								
1 労政費	1,458,531	12,130	1,470,661			98	12,032	
3 労働委員会費	78,791	1,199	79,990				1,199	

(款) 5 労 働 費 (項) 1 労 政 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 労政総務費	1,171,476	12,130	1,183,606	(1) 報 酬	2,020	職員給与費	12,130			(諸) 98	12,032	
				(2) 給 料	5,385							
				(3) 職員手当等	3,878							
				(4) 共 済 費	847							
						計	12,130			98	12,032	
(款) 5 労 働 費 (項) 3 労働委員会費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 労働委員会費	78,791	1,199	79,990	(2) 給 料	697	職員給与費	1,199				1,199	
				(3) 職員手当等	420							
				(4) 共 済 費	82							
						計	1,199				1,199	

(款) 6 農林水産費									(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	備 考	
				特 定 財 源					
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
(款)									
6 農林水産費	28,517,207	194,559	28,711,766	9,800		1,222	183,537		
(項)									
1 農業費	10,306,645	170,076	10,476,721	100		1,222	168,754		
3 農地費	10,448,318	9,700	10,458,018	9,700					
4 林業費	5,064,962	14,783	5,079,745				14,783		

(款) 6 農林水産費 (項) 1 農 業 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 農業総務費	6,767,223	169,976	6,937,199	(1) 報 酬 (2) 給 料 (3) 職員手当等 (4) 共 済 費	12,576 90,720 55,254 11,426	職員給与費 計	169,976 169,976			(諸) 1,222 1,222	168,754 168,754	
7 農作物対策費	597,876	100	597,976	(18) 負担金補助 および交付 金	100	主要農作物採種管 理費 計	100 100	100 100				米の需給および価格の安定に向け た斑点米カメムシ類臨時特例対策 事業 100
(款) 6 農林水産費 (項) 3 農 地 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 農地総務費	2,538,205	9,700	2,547,905	(18) 負担金補助 および交付 金	9,700	土地改良区育成強 化対策事業費 計	9,700 9,700	9,700 9,700				土地改良区育成強化対策事業 9,700

出(款) 6 農林水産費 (項) 1 農 業 費 (項) 3 農 地 費

(単位 千円)												
(款) 6 農林水産費		(項) 4 林 業 費										
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 林業振興指導費	291,651	14,783	306,434	(18) 負担金補助 および交付 金	14,783	木材振興対策費	14,783				14,783	ふくいの木にチェンジ！需給拡大 事業
						計	14,783				14,783	

(款) 7 商 工 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	備 考
				特 定 財 源				
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
7 商工費	43,354,759	47,773	43,402,532			115	47,658	
(項)								
1 商業費	35,380,423	47,773	35,428,196			115	47,658	

(款) 7 商 工 費 (項) 1 商 業 費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 商業総務費	1,709,453	47,773	1,757,226	(1) 報 酬	2,224	職員給与費	47,773			(諸) 115	47,658	
				(2) 給 料	26,571							
				(3) 職員手当等	15,905							
				(4) 共 済 費	3,073							
						計	47,773			115	47,658	

(款) 8 土 木 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
8 土木費	52,485,957	144,584	52,630,541			526	144,058	
(項)								
1 土木管理費	6,396,590	144,584	6,541,174			526	144,058	

(款) 8 土 木 費 (項) 1 土木管理費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 土木総務費	5,399,867	144,584	5,544,451	(1) 報 酬	10,865	職員給与費	144,584			(諸) 526	144,058	
				(2) 給 料	77,843							
				(3) 職員手当等	46,435							
				(4) 共 済 費	9,441							
						計	144,584			526	144,058	

(款) 9 警 察 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
9 警察費	25,133,928	506,333	25,640,261			614	505,719	
(項)								
1 警察管理費	22,810,105	506,333	23,316,438			614	505,719	

(款) 9 警 察 費 (項) 1 警察管理費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源		一般財源		
								国支出金	地 方 債			そ の 他
2 警察本部費	20,129,870	506,333	20,636,203	(1) 報 酬	16,808	職員給与費	506,333			(諸) 614	505,719	
				(2) 給 料	283,917							
				(3) 職員手当等	178,510							
				(4) 共 済 費	27,098							
				計	506,333			614	505,719			

(款) 10 教 育 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
10 教育費	102,248,593	1,949,069	104,197,662	16,366		12,278	1,920,425	
(項)								
1 教育総務費	17,160,368	128,845	17,289,213			1,972	126,873	
2 小中学校費	42,215,230	1,199,370	43,414,600	15,349		5,442	1,178,579	
3 高等学校費	19,700,233	372,871	20,073,104			1,661	371,210	
4 特別支援学校費	8,828,020	233,435	9,061,455	1,017		3,203	229,215	
5 大学費	7,809,412	71	7,809,483				71	
6 社会教育費	4,883,720	14,477	4,898,197				14,477	

(単位 千円)												
(款) 10 教 育 費		(項) 1 教育総務費										
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 事務局費	5,155,313	128,845	5,284,158	(1) 報 酬	21,780	職員給与費	128,845			(諸) 1,972	126,873	
				(2) 給 料	56,531							
				(3) 職員手当等	42,003							
				(4) 共 済 費	8,531							
				計	128,845							

(単位 千円)												
(款) 10 教 育 費		(項) 2 小中学校費										
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 小学校費	25,972,433	778,285	26,750,718	(1) 報 酬	16,367	職員給与費	778,285	10,050		(諸) 4,572	763,663	
				(2) 給 料	475,346							
				(3) 職員手当等	250,931							
				(4) 共 済 費	35,641							
				計	778,285					10,050		
2 中学校費	14,843,984	421,085	15,265,069	(1) 報 酬	2,327	職員給与費	421,085	5,299		(諸) 870	414,916	
				(2) 給 料	265,519							
				(3) 職員手当等	136,636							
				(4) 共 済 費	16,603							

						計	421,085	5,299		870	414,916	
(款) 10 教 育 費 (項) 3 高等学校費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 高等学校総務費	13,324,440	372,871	13,697,311	(1) 報 酬	4,829	職員給与費	372,871			(諸) 1,661	371,210	
				(2) 給 料	233,757							
				(3) 職員手当等	118,398							
				(4) 共 済 費	15,887							
						計	372,871			1,661	371,210	
(款) 10 教 育 費 (項) 4 特別支援学校費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 特別支援学校総務費	7,752,167	233,435	7,985,602	(1) 報 酬	11,929	職員給与費	233,435	1,017		(諸) 3,203	229,215	
				(2) 給 料	138,734							
				(3) 職員手当等	70,366							
				(4) 共 済 費	12,406							
						計	233,435	1,017		3,203	229,215	

出(款) 10 教 育 費 (項) 3 高等学校費 (項) 4 特別支援学校費

(款) 10 教 育 費 (項) 5 大 学 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 大学費	7,809,412	71	7,809,483	(4) 共 済 費	71	職員給与費	71				71	
						計	71				71	
(款) 10 教 育 費 (項) 6 社会教育費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
6 博物館費	2,000,548	14,477	2,015,025	(13) 使用料および賃借料	14,477	恐竜博物館費	14,477				14,477	恐竜博物館敷地使用料 14,477
						計	14,477				14,477	

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区	分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(3.50 月分)	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計			
補 正 後	長 等	3 ^人		40,080	16,952				57,032	8,203	65,235	
	議 員	36	348,840		147,531				496,371		496,371	
	その他の 特 別 職	67	63,847	18,000	7,549			166	89,562	4,693	94,255	
	計	106	412,687	58,080	172,032			166	642,965	12,896	655,861	
補 正 前	長 等	3		40,080	16,709				56,789	8,194	64,983	
	議 員	37	348,840		145,423				494,263		494,263	
	その他の 特 別 職	67	63,847	18,000	7,461			166	89,474	4,684	94,158	
	計	107	412,687	58,080	169,593			166	640,526	12,878	653,404	
比 較	長 等	0		0	243				243	9	252	
	議 員	△ 1	0		2,108				2,108		2,108	
	その他の 特 別 職	0	0	0	88			0	88	9	97	
	計	△ 1	0	0	2,439			0	2,439	18	2,457	

2 一 般 職

(1) 総 括

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補 正 後	(47) 人 12,776	3,539,639	56,356,572	37,667,128	97,563,339	18,612,962	116,176,301		
補 正 前	(50) 12,949	3,415,619	54,513,830	36,630,961	94,560,410	18,448,282	113,008,692		
比 較	(△ 3) △ 173	124,020	1,842,742	1,036,167	3,002,929	164,680	3,167,609		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	通 勤 手 当	単身赴任手当	超過勤務手当
	補 正 後	1,233,049	794,567	13,180,154	11,013,391	28,312	1,185,656	74,928	2,019,040
	補 正 前	1,233,049	794,567	12,646,049	10,546,116	28,312	1,185,656	74,928	2,019,040
	比 較	0	0	534,105	467,275	0	0	0	0
	区 分	宿 日 直 手 当	特 殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	その他の手当
	補 正 後	199,325	652,626	68,402	4,900,000	636,059	666,677	419,437	595,505
	補 正 前	192,822	644,094	66,581	4,900,000	615,859	666,677	433,541	583,670
	比 較	6,503	8,532	1,821	0	20,200	0	△ 14,104	11,835

ア 会計年度任用職員以外の職員

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補 正 後	(47) 人 12,776		56,332,153	36,869,391	93,201,544	17,818,427	111,019,971		
補 正 前	(50) 12,949		54,490,220	35,883,957	90,374,177	17,677,912	108,052,089		
比 較	(△ 3) △ 173		1,841,933	985,434	2,827,367	140,515	2,967,882		
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	通 勤 手 当	単身赴任手当	超過勤務手当
	補 正 後	1,233,049	794,567	12,748,248	10,649,920	28,312	1,184,866	74,928	2,018,269
	補 正 前	1,233,049	794,567	12,241,363	10,206,133	28,312	1,184,866	74,928	2,018,269
	比 較	0	0	506,885	443,787	0	0	0	0
	区 分	宿 日 直 手 当	特 殊 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	その他の手当
	補 正 後	199,325	652,626	68,402	4,900,000	635,260	666,677	419,437	595,505
	補 正 前	192,822	644,094	66,581	4,900,000	615,085	666,677	433,541	583,670
	比 較	6,503	8,532	1,821	0	20,175	0	△ 14,104	11,835

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区	分	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補	正 後	3,539,639	24,419	797,737	4,361,795	794,535	5,156,330	
補	正 前	3,415,619	23,610	747,004	4,186,233	770,370	4,956,603	
比	較	124,020	809	50,733	175,562	24,165	199,727	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超過勤務手当	地 域 手 当			
	補 正 後	431,906	363,471	790	771	799			
	補 正 前	404,686	339,983	790	771	774			
	比 較	27,220	23,488	0	0	25			
	区 分								
	補 正 後								
	補 正 前								
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 1,842,742	給与改定に伴う増減分	千円 1,842,742	千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 3.25% 給与改定実施時期 7年4月
職 員 手 当	1,036,167	制度改正に伴う増減分	1,009,704	期末手当の増減分 534,105 勤勉手当の増減分 467,275 初任給調整手当の増減分 1,821 宿日直手当の増減分 6,503	
		そ の 他 の 増 減 分	26,463		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	警 察 職	教育職(一)	教育職(二)	研 究 職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福 祉 職	技能労務職
給 与 改 定 後	平均給料月額(円)	343,717	350,097	400,340	381,522	368,602	505,695	364,480	347,575	349,895	303,627
	平均給与月額(円)	403,915	455,344	433,164	396,175	419,290	1,144,523	413,966	382,089	379,813	323,887
	平 均 年 齢(歳)	42.6	38.5	46.7	43.0	42.2	45.8	44.8	39.5	37.5	59.7
給 与 改 定 前	平均給料月額(円)	332,887	338,283	388,440	369,501	356,844	490,775	353,750	336,232	338,640	295,220
	平均給与月額(円)	393,138	441,652	422,342	385,293	409,134	1,111,623	400,218	373,701	367,961	315,463
	平 均 年 齢(歳)	42.6	38.5	46.7	43.0	42.2	45.8	44.8	39.5	37.5	59.7

イ 初 任 給											
											(単位 円)
区	分	行 政 職	警 察 職	教育職(一)	教育職(二)	研 究 職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福 祉 職	技能労務職
給与改定後	高 校 卒	206,700	235,100	222,100	222,100	209,200		209,300	短大3卒 265,200	219,200	205,000
	大 学 卒	237,600	265,600	265,400	265,400	259,200	328,300	244,900	270,800	244,800	
給与改定前	高 校 卒	194,500	221,200	208,900	208,900	196,800		196,900	短大3卒 251,300	206,300	192,500
	大 学 卒	225,600	251,800	252,000	252,000	246,200	314,100	232,500	257,100	232,400	
区 分		(国 の 制 度)									
		行政職(一)	公安職(一)			研 究 職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福 祉 職	行政職(二)
給与改定後	高 校 卒	200,300	230,400			200,700		201,000	短大3卒 263,400	212,700	198,200
	大 学 卒	総合職 242,000 一般職 232,000	総合職 277,700 一般職 269,200			総合職 259,200 一般職 238,600	305,600	239,800	269,100	239,500	
給与改定前	高 校 卒	188,000	216,400			188,400		188,600	短大3卒 249,400	199,600	185,700
	大 学 卒	総合職 230,000 一般職 220,000	総合職 264,000 一般職 255,200			総合職 246,200 一般職 226,200	291,400	227,400	255,400	227,100	

ウ 級 別 職 員 数

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。

区 分	行 政 職			警 察 職			教 育 職 (一)			教 育 職 (二)		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級	422	12.4	1級	198	11.4	1級	44	2.2	1級		
	2	497(7)	14.6(17.1)	2	292	16.8	2	1,888	93.7	2	3,970	89.1
	3	717(34)	21.0(82.9)	3	339	19.5	3	46	2.3	3	247	5.5
	4	479	14.1	4	443	25.5	4	37	1.8	4	241	5.4
	5	873	25.5	5	293	16.8						
	6	297	8.7	6	112	6.4						
	7	44	1.3	7	40	2.3						
	8	60	1.8	8	12	0.7						
	9	20	0.6	9	11	0.6						
	計	3,409(41)	100.0(100.0)	計	1,740	100.0	計	2,015	100.0	計	4,458	100.0
補 正 前	1	434(4)	12.8(8.7)	1	179	10.3	1	45	2.2	1		
	2	489	14.5	2	320	18.4	2	1,887	93.7	2	3,992	89.0
	3	621(42)	18.4(91.3)	3	335	19.2	3	47	2.3	3	249	5.6
	4	508	15.1	4	436	25.0	4	37	1.8	4	244	5.4
	5	905	26.8	5	296	17.0						
	6	289	8.6	6	112	6.4						
	7	47	1.4	7	37	2.1						
	8	60	1.8	8	18	1.0						
	9	21	0.6	9	11	0.6						
	計	3,374(46)	100.0(100.0)	計	1,744	100.0	計	2,016	100.0	計	4,485	100.0

区 分	研 究 職			医 療 職（一）			医 療 職（二）			医 療 職（三）		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級			1級	5	25.0	1級			1級		
	2	83(1)	28.0(20.0)	2			2	11	9.6	2	25	26.9
	3	168(4)	56.7(80.0)	3	10	50.0	3	6(1)	5.3(100.0)	3	13	14.0
	4	41	13.9	4	5	25.0	4	19	16.7	4	14	15.0
	5	4	1.4				5	66	57.8	5	37	39.8
							6	10	8.8	6	4	4.3
							7	2	1.8			
	計	296(5)	100.0(100.0)	計	20	100.0	計	114(1)	100.0(100.0)	計	93	100.0
補 正 前	1			1	6	28.6	1	(1)	(50.0)	1		
	2	75	26.0	2	1	4.7	2	13	11.6	2	29	29.6
	3	169(3)	58.7(100.0)	3	9	42.9	3	4(1)	3.6(50.0)	3	12	12.2
	4	40	13.9	4	5	23.8	4	26	23.2	4	11	11.2
	5	4	1.4				5	60	53.6	5	42	42.9
							6	7	6.2	6	4	4.1
							7	2	1.8			
	計	288(3)	100.0(100.0)	計	21	100.0	計	112(2)	100.0(100.0)	計	98	100.0

区 分	福 祉 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1 級	6	27.3	1 級		
	2	4	18.2	2		
	3	5	22.7	3	27	100.0
	4	7	31.8			
	計	22	100.0	計	27	100.0
補 正 前	1	6	28.6	1	3	9.4
	2	4	19.0	2		
	3	4	19.0	3	29	90.6
	4	7	33.4			
	計	21	100.0	計	32	100.0

(級別の基準となる職務)										
区	分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行	政	職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務 部長の職務
エ 主 な 手 当										
区	分	国の制度との異同	差 異 の 内 容							
扶	養	手 当	同							
通	勤	手 当	同							
住	居	手 当	同							

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	6 年度末までの 支出（見込）額		7 年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				備 考
						特 定 財 源			一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
中小企業産業大学校大規模修繕事業費	12,980	年度		年度 8	12,980				12,980	中小企業産業大学校大規模修繕事業の早期完成を図るため、令和8年度施工分を本年度において契約する。 事業費 12,980千円

令和 7 年度 福井県病院事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 お よ び 支 出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1 病院事業費用	1 医 業 費 用		28,298,340	317,524	28,615,864	
			27,706,039	317,524	28,023,563	
		1 給 与 費	11,991,197	317,524	12,308,721	職 員 給 与 費 317,524

令和 7 年度 福井県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当 年 度 純 利 益	△ 1,167,417,000
減 価 償 却 費	2,011,023,876
退職給付引当金の増減額(△は減少)	145,944,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	5,000
長 期 前 受 金 戻 入 益	△ 1,467,514,948
受取利息および受取配当金	25,250,000
支払利息および企業債取扱諸費	300,942,000
固 定 資 産 除 却 損	49,457,358
未収金の増減額(△は増加)	△ 264,561,137
未払金の増減額(△は減少)	243,748,749
長期前払消費税の償却	183,426,895
小 計	60,304,793
利息および配当金の受取額	△ 25,250,000
利息の支払額および企業債取扱諸費	△ 300,942,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 265,887,207

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,458,482,285
一般会計からの繰入金による収入	2,130,731,000

そ の 他
投資活動によるキャッシュ・フロー

△ 974,335,000
△ 1,302,086,285

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出
財務活動によるキャッシュ・フロー

1,783,000,000
△ 3,436,346,000
△ 1,653,346,000

資金増加額（または減少額）

△ 3,221,319,492

資金期首残高

7,276,804,448

資金期末残高

4,055,484,956

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	(2) 人 1,084	277,252	4,882,893	5,229,867	10,390,012	1,811,625	12,201,637
補 正 前	損益勘定支弁職員		(4) 1,084	262,280	4,720,979	5,110,931	10,094,190	1,789,923	11,884,113
比 較	損益勘定支弁職員		(△ 2) 0	14,972	161,914	118,936	295,822	21,702	317,524

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	単身赴任手当	超過勤務手当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	90,771	25,146	846,709	703,708	71,059	2,160	682,801	143,833
	補 正 前	90,771	25,146	796,412	659,772	71,059	2,160	682,801	141,666
	比 較	0	0	50,297	43,936	0	0	0	2,167
	区 分	特殊勤務手当	初任給調整手当	地 域 手 当	住 居 手 当	賞 与 引 当 金 額 繰 入	退 職 給 付 費	その他の手当	
	補 正 後	384,594	537,218	213,265	69,890	646,959	583,388	228,366	
	補 正 前	384,594	527,675	206,922	69,890	646,959	583,388	221,716	
	比 較	0	9,543	6,343	0	0	0	6,650	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	(2) 人 1,084		4,686,626	4,826,556	9,513,182	1,592,939	11,106,121
補 正 前	損益勘定支弁職員		(4) 1,084		4,531,697	4,717,785	9,249,482	1,576,435	10,825,917
比 較	損益勘定支弁職員		(△ 2) 0		154,929	108,771	263,700	16,504	280,204
手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	単身赴任手当	超過勤務手当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	90,771	25,146	756,591	627,926	69,377	2,160	648,709	92,173
	補 正 前	90,771	25,146	711,146	588,147	69,377	2,160	648,709	90,006
	比 較	0	0	45,445	39,779	0	0	0	2,167
	区 分	特殊勤務手当	初任給調整手当	地 域 手 当	住 居 手 当	賞 与 引 当 金 繰 入 額	退 職 給 付 費	その他の手当	
	補 正 後	384,594	429,338	181,861	69,890	646,959	574,217	226,844	
	補 正 前	384,594	419,795	176,636	69,890	646,959	574,217	220,232	
	比 較	0	9,543	5,225	0	0	0	6,612	

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	277,252	196,267	403,311	876,830	218,686	1,095,516
補 正 前	損益勘定支弁職員	262,280	189,282	393,146	844,708	213,488	1,058,196
比 較	損益勘定支弁職員	14,972	6,985	10,165	32,122	5,198	37,320
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	初 任 給 調 整 手 当
	補 正 後	90,118	75,782	1,682	34,092	51,660	107,880
	補 正 前	85,266	71,625	1,682	34,092	51,660	107,880
	比 較	4,852	4,157	0	0	0	0
	区 分	地 域 手 当	退 職 給 付 費	そ の 他 の 手 当			
	補 正 後	31,404	9,171	1,522			
	補 正 前	30,286	9,171	1,484			
	比 較	1,118	0	38			

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 161,914	制度改正に伴う増減分	千円 161,914	千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 3.47% 給与改定実施時期 7 年 4 月
手 当	118,936	制度改正に伴う増減分	105,943	期末手当の増減分 50,297 勤勉手当の増減分 43,936 宿日直手当の増減分 2,167 初任給調整手当の増減分 9,543	
		そ の 他 の 増 減 分	12,993		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	技 能 労 務 職
給 与 改 定 後	平均給料月額 (円)	328,629	395,233	534,415	326,450	332,994	224,300
	平均給与月額 (円)	399,036	606,643	1,020,002	375,381	372,959	238,113
	平 均 年 齢 (歳)	40.4	46.8	46.8	37.4	37.2	60.8
給 与 改 定 前	平均給料月額 (円)	317,772	383,700	519,030	315,589	321,362	218,300
	平均給与月額 (円)	387,195	590,105	997,010	363,904	363,455	232,053
	平 均 年 齢 (歳)	40.4	46.8	46.8	37.4	37.2	60.8

(2) 初 任 給							
(単位 円)							
区 分		行 政 職	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	技 能 労 務 職
給 与 改 定 後	高 校 卒	206,700	209,200		209,300	短大3卒 265,200	205,000
	大 学 卒	237,600	259,200	328,300	244,900	270,800	
給 与 改 定 前	高 校 卒	194,500	196,800		196,900	短大3卒 251,300	192,500
	大 学 卒	225,600	246,200	314,100	232,500	257,100	
区 分		一 般 会 計 の 制 度					
		行 政 職	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	技 能 労 務 職
給 与 改 定 後	高 校 卒	206,700	209,200		209,300	短大3卒 265,200	205,000
	大 学 卒	237,600	259,200	328,300	244,900	270,800	
給 与 改 定 前	高 校 卒	194,500	196,800		196,900	短大3卒 251,300	192,500
	大 学 卒	225,600	246,200	314,100	232,500	257,100	

(3) 級別職員数

(注) () 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。

区 分	行 政 職			研 究 職			医 療 職 (一)			医 療 職 (二)			医 療 職 (三)			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級	9	14.7	1級			1級			1級			1級			1級		
	2	(1) 14	(50.0) 23.0	2			2	19	14.2	2	49	26.8	2	(1) 252	(50.0) 32.9	2		
	3	(1) 15	(50.0) 24.6	3	3	100.0	3	55	41.0	3	34	18.7	3	(1) 158	(50.0) 20.6	3	1	100.0
	4	8	13.1				4	60	44.8	4	33	18.0	4	61	8.0			
	5	9	14.8							5	61	33.3	5	288	37.5			
	6	4	6.6							6	5	2.7	6	7	0.9			
	7									7	1	0.5	7	1	0.1			
	8	1	1.6															
	9	1	1.6															
	計	(2) 61	(100.0) 100.0	計	3	100.0	計	134	100.0	計	183	100.0	計	(2) 767	(100.0) 100.0	計	1	100.0
補 正 前	1	7	11.6	1			1			1			1			1		
	2	12	20.0	2			2	21	15.5	2	49	26.9	2	247	32.1	2		
	3	(1) 17	(100.0) 28.3	3	4	100.0	3	58	43.0	3	(1) 37	(100.0) 20.3	3	141	18.4	3	1	100.0
	4	6	10.0				4	56	41.5	4	40	22.0	4	72	9.4			
	5	12	20.0							5	50	27.5	5	300	39.1			
	6	4	6.7							6	4	2.2	6	7	0.9			
	7									7	2	1.1	7	1	0.1			
	8	1	1.7															
	9	1	1.7															
	計	(1) 60	(100.0) 100.0	計	4	100.0	計	135	100.0	計	(1) 182	(100.0) 100.0	計	768	100.0	計	1	100.0

(級別の基準となる職務)				
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級
医 療 職 (一)	医療を行う医師の職務	病院の副医長の職務	病 院 の 医 長 の 職 務	病 院 の 院 長 お よ び 副 院 長 の 職 務
(4) 主 な 手 当				
区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶 養 手 当	同			
通 勤 手 当	同			
住 居 手 当	同			

令和7年度 福井県病院事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 土 地	1,986,761,135	
ロ 建 物	47,313,894,587	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 28,832,675,245</u>	18,481,219,342
ハ 構 築 物	698,350,215	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 656,215,798</u>	42,134,417
ニ 器 械 備 品	21,661,033,799	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 16,172,305,409</u>	5,488,728,390
ホ 車 輜	23,505,031	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 22,584,002</u>	921,029
ヘ その他有形固定資産	<u>27,222,000</u>	
有形固定資産合計		26,026,986,313
(2) 無 形 固 定 資 産		
イ 電 話 加 入 権	<u>804,091</u>	
無形固定資産合計		804,091
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産		
イ 投 資 有 価 証 券	3,500,000,000	

ロ 長期前払消費税	1,051,830,398		
ハ その他の投資	<u>3,422,700</u>		
投資その他の資産合計		<u>4,555,253,098</u>	
固定資産合計			30,583,043,502
2 流動資産			
(1) 現金預金		4,055,484,956	
(2) 未収金			
イ 医業未収金	3,978,850,788		
ロ 医業外未収金	789,097,634		
ハ その他の未収金	55,375,186		
貸倒引当金	<u>△ 6,328,000</u>		
未収金合計		4,816,995,608	
(3) 貯蔵品			
イ 薬品	194,083,255		
ロ 燃料	<u>11,095,896</u>		
貯蔵品合計		<u>205,179,151</u>	
流動資産合計			<u>9,077,659,715</u>
資産合計			<u>39,660,703,217</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		17,930,730,020	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	3,919,873,963		

口 特別修繕引当金	<u>1,541,807,300</u>		
引当金合計		<u>5,461,681,263</u>	
固定負債合計			23,392,411,283
4 流動負債			
(1) 企業債			3,380,741,845
(2) 未払金			
イ 医業未払金	2,703,737,343		
ロ その他未払金	<u>111,128,900</u>		
未払金合計		2,814,866,243	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>646,959,000</u>		
引当金合計		646,959,000	
(4) その他流動負債			
イ 預り金	<u>184,148,105</u>		
その他流動負債合計		<u>184,148,105</u>	
流動負債合計			7,026,715,193
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	8,128,958,363		
ロ 補助金	999,313,954		
ハ 寄附金	17,765,000		
ニ その他長期前受金	<u>32,425,389,531</u>		
長期前受金合計		41,571,426,848	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 36,191,313,369</u>	

繰延収益合計
負債合計

5,380,113,479
35,799,239,955

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 資 本 金

3,523,277,817

資 本 金 合 計

3,523,277,817

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額

55,892,000

ロ その他資本剰余金

814,687,333

資 本 剰 余 金 合 計

870,579,333

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金

540,590,366

ロ 建 設 改 良 積 立 金

2,650,353

ハ 当年度未処分利益剰余金

△ 1,075,634,607

利 益 剰 余 金 合 計

△ 532,393,888

剰 余 金 合 計

338,185,445

資 本 合 計

3,861,463,262

負 債 資 本 合 計

39,660,703,217

注記

第 1 重要な会計方針

1 資産の評価基準および評価方法

(1) たな卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品 先入先出法による低価法による。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建	物	39～50年
	建	物 設 備	13～17年
	構	築 物	10～45年
	器	械 備 品	4～10年
	車	輜	5～7年

(2) 無形固定資産 定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計が負担すると見込まれる3割を除く金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 特別修繕引当金

建物・設備および医療機器等の支出に備えるため、将来の特別修繕見積額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は14,063,197千円である。

2 みなし償却制度の廃止に伴う移行処理について

平成26年3月31日において、償却資産の取得または改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額について、取得または改良に充てるための補助金等との対応関係を明確に把握することができないものについては、年度ごとに取得または改良した資産（充てた補助金等との対応関係を明確に把握することができる資産および補助金等を充てずに取得または改良した

ことが明らかな資産は除く。)を対象とした按分等の方法を用いて合理的に整理する。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県病院事業会計では、福井県立病院と福井県立すこやかシルバー病院を運営しており、各病院で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

区 分	所 在 地	病 床 数	診 療 科
福 井 県 立 病 院	福井市四ツ井2丁目	一 般 病 床 541床 結 核 病 床 6 床 感 染 症 病 床 4 床 精 神 病 床 186床 合 計 737床	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液・腫瘍内科、内分泌・代謝内科、腎臓内科、脳神経内科、感染症内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、精神科
福井県立すこやかシルバー病院	福 井 市 島 寺 町	精 神 病 床 100床	精神科、脳神経内科、内科、外科

2 報告セグメントごとの医業収益等

(1) 当年度(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 千円)			
	福井県立病院	福井県立すこやかシルバー病院	合 計
医 業 収 益	22,673,396	634,899	23,308,295
医 業 費 用	27,202,948	820,615	28,023,563
医 業 利 益	△4,529,552	△185,716	△4,715,268
経 常 利 益	△1,331,447	43,713	△1,287,734
セグメント資産	36,804,857	2,855,847	39,660,704
セグメント負債	34,469,015	1,330,225	35,799,240
その他の項目			
他 会 計 繰 入 金	2,123,471	190,363	2,313,834
減 価 償 却 費	1,941,999	69,025	2,011,024
特 別 利 益	120,317		120,317
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	△242,930	△50,136	△293,066

第4 その他

退職給付引当金の取り崩し

職員の退職手当として、437,444千円を支給するため、退職給付引当金306,211千円を取り崩す。

令和 7 年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 お よ び 支 出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1 資 本 的 支 出	1 福 井 臨 海 工 業 用地等造成事業費		1,224,553	821	1,225,374	
			1,224,553	821	1,225,374	
		2 総 係 費	855,770	821	856,591	

令和7年度 福井県臨海工業用地等造成事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	7,246,000
受取利息および受取配当金	△ 3,283,000
未収金の増減額(△は増加)	70,000
未払金の増減額(△は減少)	△ 294,899,607
小計	△ 290,866,607
利息および配当金の受取額	3,283,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 287,583,607
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
土地造成事業費	△ 1,227,850,000
土地造成事業による収入	2,476,000
他会計貸付金の返済による収入	109,714,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,115,660,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
資金増加額(または減少額)	△ 1,403,243,607

資	金	期	首	残	高	2,369,529,429
資	金	期	末	残	高	966,285,822

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	資本勘定支弁職員	人	4 人		20,265	11,859	32,124	6,523	38,647
補 正 前	資本勘定支弁職員		5		19,756	11,595	31,351	6,475	37,826
比 較	資本勘定支弁職員		△ 1		509	264	773	48	821
手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補 正 後	198	4,641	3,869	641	1,996	67	206	204
	補 正 前	198	4,504	3,749	641	1,996	67	200	204
	比 較	0	137	120	0	0	0	6	0
	区 分	その他の手当							
	補 正 後	37							
	補 正 前	36							
	比 較	1							

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 509	給与改定に伴う増減分	千円 509	千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 3.13% 給料改定実施時期 7 年 4 月
手 当	264	制度改正に伴う増減分	257	期末手当の増減分 137 勤勉手当の増減分 120	
		そ の 他 の 増 減 分	7		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
給 与 改 定 後	平 均 給 料 月 額 (円)	360,500
	平 均 給 与 月 額 (円)	394,730
	平 均 年 齢 (歳)	42.4
給 与 改 定 前	平 均 給 料 月 額 (円)	349,950
	平 均 給 与 月 額 (円)	384,074
	平 均 年 齢 (歳)	42.4

(2) 初 任 給

(単位 円)

区 分		行 政 職	一 般 会 計 の 制 度
			行 政 職
給 与 改 定 後	高 校 卒	206,700	206,700
	大 学 卒	237,600	237,600
給 与 改 定 前	高 校 卒	194,500	194,500
	大 学 卒	225,600	225,600

(3) 級 別 職 員 数			
区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補 正 後	1 級		
	2		
	3	1	50.0
	4		
	5	1	50.0
	計	2	100.0
補 正 前	1	1	20.0
	2		
	3	1	20.0
	4	2	40.0
	5	1	20.0
	計	5	100.0

(級別の基準となる職務)									
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務
(4) 主 な 手 当									
区 分	一般会計の制度との異同		差 異 の 内 容						
扶 養 手 当	同								
通 勤 手 当	同								
住 居 手 当	同								

令和 7 年度 福井県臨海工業用地等造成事業予定貸借対照表

(令和 8 年 3 月 31 日)

(単位 円)

		資 産 の 部		
1	土 地 造 成			
(1)	未 成 土 地			
	イ 土 地 造 成	<u>128,251,911,905</u>	128,251,911,905	
(2)	投 資			
	イ 長 期 貸 付 金	3,884,431,000		
	ロ 出 資 金	<u>100,000,000</u>		
	投 資 合 計		<u>3,984,431,000</u>	
	土 地 造 成 合 計			132,236,342,905
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		966,285,822	
(2)	有 価 証 券		<u>501,212,177</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>1,467,497,999</u>
	資 産 合 計			<u>133,703,840,904</u>
		負 債 の 部		
3	固 定 負 債			
(1)	未 精 算 原 価		114,857,406,993	

(2) 未 成 原 価		14,065,040,039	
(3) 引 当 金			
イ 退 職 給 付 引 当 金	<u>73,361,471</u>		
引 当 金 合 計		<u>73,361,471</u>	
固 定 負 債 合 計			128,995,808,503
4 流 動 負 債			
(1) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	<u>2,476,000</u>		
引 当 金 合 計		2,476,000	
(2) 預 り 金		<u>7,818,174</u>	
流 動 負 債 合 計			10,294,174
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金		1,304,555,050	
収 益 化 累 計 額		<u>0</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>1,304,555,050</u>
負 債 合 計			130,310,657,727
資 本 の 部			
6 資 本 金			1,649,251,000
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ その他 資 本 剰 余 金	<u>100,000,000</u>		

資 本 剰 余 金 合 計		100,000,000	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 利 益 積 立 金	154,638,629		
ロ 土 地 造 成 積 立 金	150,749,000		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,338,544,548</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,643,932,177</u>	
剰 余 金 合 計			<u>1,743,932,177</u>
資 本 合 計			<u>3,393,183,177</u>
負 債 資 本 合 計			<u>133,703,840,904</u>

令和 7 年度 福井県工業用水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 お よ び 支 出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1 工業用水道事業費用	1 営 業 費 用		720,166	2,045	722,211	
			684,181	2,045	686,226	
		2 第一工業用水道配水費	83,058	634	83,692	県営第一工業用水道配水施設維持管理費
		3 第一工業用水道係費	8,598	170	8,768	県営第一工業用水道管理運営費
		6 臨海工業用水道配水費	121,703	1,066	122,769	福井臨海工業用水道配水施設維持管理費
		7 臨海工業用水道係費	12,941	175	13,116	福井臨海工業用水道管理運営費

令和7年度 福井県工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	86,344,082
減価償却費	286,235,000
長期前受金戻入益	△ 31,123,000
受取利息および受取配当金	△ 6,162,000
未収金の増減額(△は増加)	373,309,046
未払金の増減額(△は減少)	31,168,952
小計	739,772,080
利息および配当金の受取額	6,162,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	745,934,080

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 580,251,427
工事費負担金による収入	422,471,819
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 157,779,608

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

その他の他会計借入金の返済による支出	△ 109,714,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 109,714,000

資金増加額（または減少額）	478,440,472
資金期首残高	<u>2,526,691,348</u>
資金期末残高	3,005,131,820

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	10人		36,607	23,313	59,920	10,100	70,020
補 正 前	損益勘定支弁職員		10		35,338	22,653	57,991	9,984	67,975
比 較	損益勘定支弁職員		0		1,269	660	1,929	116	2,045

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	768	748	8,129	7,064	1,657	3,573	616	386
	補 正 前	768	748	7,786	6,763	1,657	3,573	616	370
	比 較	0	0	343	301	0	0	0	16
	区 分	住 居 手 当	その他の手当						
	補 正 後	336	36						
	補 正 前	336	36						
	比 較	0	0						

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 1,269	給与改定に伴う増減分	千円 1,269	千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 3.66% 給与改定実施時期 7 年 4 月
手 当	660	制度改正に伴う増減分	644	期末手当の増減分 343 勤勉手当の増減分 301	
		そ の 他 の 増 減 分	16		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
給 与 改 定 後	平 均 給 料 月 額 (円)	307,537
	平 均 給 与 月 額 (円)	384,632
	平 均 年 齢 (歳)	37.6
給 与 改 定 前	平 均 給 料 月 額 (円)	296,675
	平 均 給 与 月 額 (円)	372,251
	平 均 年 齢 (歳)	37.6

(2) 初 任 給

(単位 円)

区 分		行 政 職	一 般 会 計 の 制 度	
			行	政 職
給 与 改 定 後	高 校 卒	206,700	206,700	
	大 学 卒	237,600	237,600	
給 与 改 定 前	高 校 卒	194,500	194,500	
	大 学 卒	225,600	225,600	

(3) 級 別 職 員 数			
区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補 正 後	1 級	3	37.5
	2	1	12.5
	3	2	25.0
	4		
	5	1	12.5
	6	1	12.5
	計	8	100.0
補 正 前	1	1	14.3
	2	2	28.5
	3	1	14.3
	4		
	5	2	28.6
	6	1	14.3
	計	7	100.0

(級別の基準となる職務)											
区	分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
行	政	職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務
(4) 主 な 手 当											
区	分	一般会計の制度との異同		差 異 の 内 容							
扶	養	手	当	同							
通	勤	手	当	同							
住	居	手	当	同							

令和7年度 福井県工業用水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 土 地		624,484,972
ロ 建 物	895,057,949	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 712,432,493</u>	182,625,456
ハ 構 築 物	9,048,139,354	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 6,176,046,415</u>	2,872,092,939
ニ 機 械 お よ び 装 置	3,876,659,823	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,754,190,570</u>	1,122,469,253
ホ 車 輜 運 搬 具	774,025	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 735,323</u>	38,702
ヘ 工 具 器 具 備 品	14,544,129	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 13,595,860</u>	948,269
ト 建 設 仮 勘 定		
臨海工業用水道建設仮勘定		<u>4,367,850,025</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		9,170,509,616
(2) 無 形 固 定 資 産		
イ 電 話 加 入 権		<u>235,700</u>

無形固定資産合計	235,700	
固定資産合計		9,170,745,316
2 流動資産		
(1) 現金預金	3,005,131,820	
(2) 未収金	64,724,000	
(3) 有価証券	599,185,410	
(4) 立替金	875	
流動資産合計		3,669,042,105
資産合計		<u>12,839,787,421</u>
負債の部		
3 固定負債		
(1) 他会計借入金	3,774,717,000	
(2) 引当金		
イ退職給付引当金	94,918,129	
ロ修繕引当金	455,218,547	
引当金合計	550,136,676	
(3) その他固定負債	43,797,113	
固定負債合計		4,368,650,789
4 流動負債		
(1) 他会計借入金	109,714,000	
(2) 未払金	68,951,126	
(3) 引当金		

イ 賞 与 引 当 金	<u>4,364,000</u>		
引 当 金 合 計		4,364,000	
(4) 預 り 金		<u>7,763,690</u>	
流 動 負 債 合 計			190,792,816
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金		3,708,833,555	
収 益 化 累 計 額		<u>△ 1,549,718,369</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>2,159,115,186</u>
負 債 合 計			6,718,558,791
資 本 の 部			
6 資 本 金			4,906,830,155
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ その他資本剰余金	<u>134,842,888</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		134,842,888	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 建 設 改 良 積 立 金	831,331,297		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>248,224,290</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,079,555,587</u>	
剰 余 金 合 計			<u>1,214,398,475</u>
資 本 合 計			<u>6,121,228,630</u>
負 債 資 本 合 計			<u>12,839,787,421</u>

注記

第1 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建	物	8～50年
	構	築	物 10～60年
	機械および装置		6～20年
	工具器具備品		4～15年
	車輜運搬具		3～5年

(2) 無形固定資産 定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 賞与引当金の取り崩し

賞与引当金4,364千円を取り崩し、1,599千円を(款)工業用水道事業収益(項)営業外収益(目)第一工業用水道賞与引当金戻入益に、2,765千円を(款)工業用水道事業収益(項)営業外収益(目)臨海工業用水道賞与引当金戻入益に計上する。

2 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県工業用水道事業会計では、県営第一工業用水道事業および福井臨海工業用水道事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

事業区分	事業の内容
県営第一工業用水道事業	鯖江市および鯖江市に隣接する市町の区域内に工業用水を給水する業務
福井臨海工業用水道事業	福井市および坂井市の区域内(福井臨海工業地帯の区域内に限る。)ならびに福井市のうち九頭竜川右岸の区域内に工業用水を給水する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位 千円）

	県営第一工業用水道事業	福井臨海工業用水道事業	合 計
セグメント資産	2,947,926	9,891,862	12,839,788
セグメント負債	291,652	6,426,907	6,718,559
その他の項目			
減価償却費	86,289	199,946	286,235
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	10,565	569,687	580,252

令和 7 年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 お よ び 支 出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1 水 道 事 業 費 用	1 営 業 費 用		3,237,335	4,973	3,242,308	
			3,077,795	4,973	3,082,768	
		1 坂井地区水道原水 お よ び 浄 水 費	532,817	1,343	534,160	坂井地区水道施設維持管理費
		2 坂 井 地 区 水 道 総 係 費	60,931	1,095	62,026	坂井地区水道管理運営費
		4 日 野 川 地 区 水 道 原水および浄水費	725,545	1,223	726,768	日野川地区水道施設維持管理費
		5 日 野 川 地 区 水 道 総 係 費	157,105	1,312	158,417	日野川地区水道管理運営費

令和7年度 福井県水道用水供給事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	50,996,168
減価償却費	1,601,397,000
引当金の増減額(△は減少)	7,518,000
長期前受金戻入益	△ 345,048,000
受取利息および受取配当金	△ 21,514,000
支払利息	86,324,000
未収金の増減額(△は増加)	38,645,372
未払金の増減額(△は減少)	△ 86,054,583
小計	1,332,263,957
利息および配当金の受取額	21,514,000
利息の支払額	△ 86,324,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,267,453,957

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,340,852,127
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,340,852,127

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 510,996,102
-----------------------------	---------------

財務活動によるキャッシュ・フロー

△ 510,996,102

資金増加額（または減少額）

△ 584,394,272

資金期首残高

8,932,895,445

資金期末残高

8,348,501,173

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	22人		96,742	61,986	158,728	30,700	189,428
補 正 前	損益勘定支弁職員		21		93,765	60,314	154,079	30,376	184,455
比 較	損益勘定支弁職員		1		2,977	1,672	4,649	324	4,973

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	2,874	3,560	21,999	19,048	3,014	9,128	735	990
	補 正 前	2,874	3,560	21,135	18,272	3,014	9,128	735	960
	比 較	0	0	864	776	0	0	0	30
	区 分	住 居 手 当	その他の手当						
	補 正 後	600	38						
	補 正 前	600	36						
	比 較	0	2						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	22 人		93,028	60,520	153,548	29,873	183,421
補 正 前	損益勘定支弁職員		21		90,297	58,960	149,257	29,571	178,828
比 較	損益勘定支弁職員		1		2,731	1,560	4,291	302	4,593
手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	2,874	3,560	21,215	18,390	2,990	9,128	735	990
	補 正 前	2,874	3,560	20,411	17,666	2,990	9,128	735	960
	比 較	0	0	804	724	0	0	0	30
	区 分	住 居 手 当	その他の手当						
	補 正 後	600	38						
	補 正 前	600	36						
	比 較	0	2						

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	
		報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員		3,714	1,466	5,180	827	6,007	
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員		3,468	1,354	4,822	805	5,627	
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員		246	112	358	22	380	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当				
	補 正 後	784	658	24				
	補 正 前	724	606	24				
	比 較	60	52	0				
	区 分							
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 2,977	給与改定に伴う増減分	千円 2,977	千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 3.01% 給与改定実施時期 7 年 4 月
手 当	1,672	制度改正に伴う増減分	1,640	期末手当の増減分 864 勤勉手当の増減分 776	
		そ の 他 の 増 減 分	32		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
給 与 改 定 後	平 均 給 料 月 額 (円)	352,422
	平 均 給 与 月 額 (円)	410,026
	平 均 年 齢 (歳)	47.6
給 与 改 定 前	平 均 給 料 月 額 (円)	342,127
	平 均 給 与 月 額 (円)	398,994
	平 均 年 齢 (歳)	47.6

(2) 初 任 給

(単位 円)

区 分		行 政 職	一 般 会 計 の 制 度
			行 政 職
給 与 改 定 後	高 校 卒	206,700	206,700
	大 学 卒	237,600	237,600
給 与 改 定 前	高 校 卒	194,500	194,500
	大 学 卒	225,600	225,600

(3) 級 別 職 員 数			
区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補 正 後	1 級	2	9.1
	2	2	9.1
	3	3	13.6
	4	1	4.5
	5	10	45.6
	6	3	13.6
	7	1	4.5
	8		
	計	22	100.0
補 正 前	1	2	9.5
	2	1	4.8
	3	4	19.1
	4		
	5	10	47.6
	6	2	9.5
	7	2	9.5
	8		
	計	21	100.0

(級別の基準となる職務)											
区	分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
行	政	職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務
(4) 主 な 手 当											
区	分	一般会計の制度との異同		差 異 の 内 容							
扶	養	手	当	同							
通	勤	手	当	同							
住	居	手	当	同							

令和 7 年度 福井県水道用水供給事業予定貸借対照表

(令和 8 年 3 月 31 日)

(単位 円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 土 地		4,564,283,065
ロ 建 物	3,232,724,310	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,845,195,820</u>	1,387,528,490
ハ 構 築 物	41,287,763,744	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△19,240,337,571</u>	22,047,426,173
ニ 機 械 お よ び 装 置	16,438,045,996	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△10,057,610,510</u>	6,380,435,486
ホ 工 具 器 具 備 品	151,672,440	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 109,576,845</u>	42,095,595
ヘ 車 輜 運 搬 具	3,760,079	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 3,572,074</u>	188,005
ト 建 設 仮 勘 定		
水道用水供給事業建設仮勘定		<u>143,465,819</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		34,565,422,633
(2) 無 形 固 定 資 産		
イ 電 信 電 話 施 設 利 用 権		59,773
ロ 電 話 加 入 権		151,600

ハ 水道施設利用権	831,131		
ニ 地 上 権	<u>9,446,181</u>		
無形固定資産合計		<u>10,488,685</u>	
固定資産合計			34,575,911,318
2 流動資産			
(1) 現金預金		8,348,501,173	
(2) 未収金		249,399,000	
(3) 有価証券		<u>2,609,970,464</u>	
流動資産合計			<u>11,207,870,637</u>
資産合計			<u>45,783,781,955</u>
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債		3,347,250,291	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	201,472,558		
ロ 修繕引当金	<u>1,618,431,201</u>		
引当金合計		<u>1,819,903,759</u>	
固定負債合計			5,167,154,050
4 流動負債			
(1) 企業債		513,469,076	
(2) 未払金		195,083,961	
(3) 引当金			

イ 賞 与 引 当 金	11,422,000		
引 当 金 合 計		11,422,000	
(4) 預 り 金		8,292,749	
流 動 負 債 合 計			728,267,786
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金		18,715,029,064	
収 益 化 累 計 額		<u>△ 9,920,078,912</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>8,794,950,152</u>
負 債 合 計			14,690,371,988
資 本 の 部			
6 資 本 金			28,953,040,843
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ その他資本剰余金	1,777,895,821		
資 本 剰 余 金 合 計		1,777,895,821	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 建 設 改 良 積 立 金	65,719,316		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>296,753,987</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>362,473,303</u>	
剰 余 金 合 計			<u>2,140,369,124</u>
資 本 合 計			<u>31,093,409,967</u>
負 債 資 本 合 計			<u>45,783,781,955</u>

注記

第1 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建	物	8 ～ 50年	
	構	築	物	7 ～ 60年
	機械および装置		5 ～ 20年	
	工具器具備品		2 ～ 15年	
	車輜運搬具		2 ～ 6 年	

(2) 無形固定資産 定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 賞与引当金の取り崩し

賞与引当金 11,422千円を取り崩し、5,447千円を(款)水道事業収益(項) 営業外収益(目) 坂井地区水道賞与引当金戻入益に、5,975千円を(款)水道事業収益(項) 営業外収益(目) 日野川地区水道賞与引当金戻入益に計上する。

2 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県水道用水供給事業会計では、坂井地区水道用水供給事業および日野川地区水道用水供給事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

事業区分	事業の内容
坂井地区水道用水供給事業	あわら市および坂井市に水道水を供給する業務
日野川地区水道用水供給事業	福井市、鯖江市、越前市、南越前町および越前町に水道水を供給する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位 千円）

	坂井地区水道用水供給事業	日野川地区水道用水供給事業	合 計
セグメント資産	15,413,845	30,369,937	45,783,782
セグメント負債	2,691,639	11,998,733	14,690,372
その他の項目			
減価償却費	547,216	1,054,181	1,601,397
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	558,667	782,186	1,340,853

令和7年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 下水道事業費用	1 営業費用		1,251,234	1,486	1,252,720	
			1,224,680	1,486	1,226,166	
		2 福井臨海下水道処理場費	672,163	1,079	673,242	福井臨海下水道下水処理施設維持管理費
		3 福井臨海下水道総係	22,232	407	22,639	福井臨海下水道管理運営費

令和7年度 福井県臨海下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 4,476,642
減価償却費	512,244,000
引当金の増減額(△は減少)	2,255,000
長期前受金戻入益	△ 288,163,000
受取利息および受取配当金	△ 3,724,000
未収金の増減額(△は増加)	△ 7,304,118
未払金の増減額(△は減少)	6,815,095
小計	217,646,335
利息および配当金の受取額	3,724,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	221,370,335

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 229,396,927
補助金等による収入	7,000,000
工事費負担金による収入	190,280,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 32,116,927

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フロー	0
------------------	---

資金増加額（または減少額）	189,253,408
資金期首残高	<u>1,658,130,543</u>
資金期末残高	1,847,383,951

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	6人		27,281	17,993	45,274	8,796	54,070
補 正 前	損益勘定支弁職員		6		26,384	17,499	43,883	8,701	52,584
比 較	損益勘定支弁職員		0		897	494	1,391	95	1,486

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	1,284	748	6,441	5,197	1,125	2,492	64	269
	補 正 前	1,284	748	6,185	4,969	1,125	2,492	64	260
	比 較	0	0	256	228	0	0	0	9
	区 分	住 居 手 当	その他の手当						
	補 正 後	336	37						
	補 正 前	336	36						
	比 較	0	1						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人	6 人		25,424	17,170	42,594	8,364	50,958
補 正 前	損益勘定支弁職員		6		24,650	16,732	41,382	8,280	49,662
比 較	損益勘定支弁職員		0		774	438	1,212	84	1,296
手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補 正 後	1,284	748	6,050	4,867	1,023	2,492	64	269
	補 正 前	1,284	748	5,824	4,665	1,023	2,492	64	260
	比 較	0	0	226	202	0	0	0	9
	区 分	住 居 手 当	その他の手当						
	補 正 後	336	37						
	補 正 前	336	36						
	比 較	0	1						

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		1,857	823	2,680	432	3,112
補 正 前	損益勘定支弁職員		1,734	767	2,501	421	2,922
比 較	損益勘定支弁職員		123	56	179	11	190

手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当			
	補 正 後	391	330	102			
	補 正 前	361	304	102			
	比 較	30	26	0			
	区 分						
	補 正 後						
	補 正 前						
	比 較						

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 897	給与改定に伴う増減分	千円 897	千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 3.20% 給与改定実施時期 7 年 4 月
手 当	494	制度改正に伴う増減分	484	期末手当の増減分 256 勤勉手当の増減分 228	
		そ の 他 の 増 減 分	10		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
給 与 改 定 後	平 均 給 料 月 額 (円)	347,516
	平 均 給 与 月 額 (円)	390,679
	平 均 年 齢 (歳)	42.1
給 与 改 定 前	平 均 給 料 月 額 (円)	336,750
	平 均 給 与 月 額 (円)	379,775
	平 均 年 齢 (歳)	42.1

(2) 初 任 給

(単位 円)

区 分		行 政 職	一 般 会 計 の 制 度
			行 政 職
給 与 改 定 後	高 校 卒	206,700	206,700
	大 学 卒	237,600	237,600
給 与 改 定 前	高 校 卒	194,500	194,500
	大 学 卒	225,600	225,600

(3) 級 別 職 員 数			
区	分	行 政 職	
		級	職 員 数 (人)
補 正 後	1 級		
	2	2	33.3
	3	1	16.7
	4		
	5	2	33.3
	6	1	16.7
	計	6	100.0
補 正 前	1		
	2	1	16.7
	3	2	33.3
	4		
	5	2	33.3
	6	1	16.7
	計	6	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	定型的な業務を行う職務	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	企画主査および主査の職務	課長補佐級の職務	課長補佐の職務	課長および参事の職務	困難な課長の職務	部の副部長の職務	部長の職務

(4) 主 な 手 当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
通 勤 手 当	同	
住 居 手 当	同	

令和7年度 福井県臨海下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 土 地	244,667,137	
ロ 建 物	1,152,541,660	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 757,239,007</u>	395,302,653
ハ 構 築 物	7,195,834,249	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,685,227,390</u>	4,510,606,859
ニ 機 械 お よ び 装 置	9,596,619,512	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 5,998,795,790</u>	3,597,823,722
ホ 車 輜 運 搬 具	1,080,000	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,026,000</u>	54,000
ヘ 工 具 器 具 備 品	53,843,047	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 48,248,310</u>	5,594,737
ト 建 設 仮 勘 定		
臨海下水道建設仮勘定	116,750,000	
有 形 固 定 資 産 合 計		8,870,799,108
(2) 無 形 固 定 資 産		
イ 電 話 加 入 権	304,288	
無 形 固 定 資 産 合 計		<u>304,288</u>

固 定 資 産 合 計			8,871,103,396
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,847,383,951	
(2) 未 収 金		79,377,000	
(3) 有 価 証 券		400,901,454	
(4) 立 替 金		<u>104,082</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2,327,766,487</u>
資 産 合 計			<u><u>11,198,869,883</u></u>
負 債 の 部			
3 固 定 負 債			
(1) 引 当 金			
イ 退 職 給 付 引 当 金	60,441,363		
ロ 修 繕 引 当 金	<u>199,842,388</u>		
引 当 金 合 計		<u>260,283,751</u>	
固 定 負 債 合 計			260,283,751
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		85,595,997	
(2) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	<u>3,146,000</u>		
引 当 金 合 計		3,146,000	
(3) 預 り 金		<u>9,090,737</u>	
流 動 負 債 合 計			97,832,734

5 繰 延 収 益

長 期 前 受 金

13,331,508,161

収 益 化 累 計 額

△ 7,579,203,686

繰 延 収 益 合 計

5,752,304,475

負 債 合 計

6,110,420,960

資 本 の 部

6 資 本 金

4,437,097,280

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ その他 資 本 剰 余 金

85,252,425

資 本 剰 余 金 合 計

85,252,425

(2) 利 益 剰 余 金

イ 利 益 積 立 金

4,609,816

ロ 建 設 改 良 積 立 金

529,739,681

ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金

31,749,721

利 益 剰 余 金 合 計

566,099,218

剰 余 金 合 計

651,351,643

資 本 合 計

5,088,448,923

負 債 資 本 合 計

11,198,869,883